

第6章 生産局

第1節 生産振興総合対策事業

耕種と畜産の連携強化によって農業生産を総合的に振興する観点から、農業生産総合対策事業と畜産振興総合対策事業を再編・統合し、農業生産総合対策事業、畜産振興総合対策事業及び耕畜連携・資源循環総合対策事業の三つの柱からなる「生産振興総合対策事業」を創設した。

1 事業の趣旨

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）の下における農業生産対策の推進については、国内の農業生産を基本とした食料の安定的な供給の確保を図ることとして、国内農業生産の維持及び増大を目指すとともに、農業の自然循環機能の維持増進により、その持続的な発展を図ることが最重要課題となっている。

また、「食」と「農」に関する様々な問題が顕在化している昨今の状況にかんがみ、国産農畜産物について国民の信頼を回復し、安全で安心な農畜産物の安定的な供給体制を確立することが求められている。

生産振興総合対策事業（以下「生産振興事業」という。）は、このような課題に対処するため、平成16年度までの期間に、新基本法第15条に基づく食料・農業・農村基本計画及び「食」と「農」の再生プラン」に示された方向に即して、耕種部門と畜産部門の連携強化等により、作物ごとの生産努力目標の達成に向けた生産・流通等に係る課題の解決、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農畜産物の供給体制の確立、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、有機性資源の適正処理・循環利用の促進等に必要となる総合的な生産対策を実施するものである。

2 事業の目標

生産振興事業は、1の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項に資するものとして、総合的に施策を推進するものとする。

- ① 産地の特色を活かした新鮮でおいしい農畜産物

の供給体制の確立

- ② 農産物中の有害物質の実態把握及びそれに関連する体制の整備による食の安全と安心の確保
- ③ 水稻と麦、大豆、飼料作物等の組合せによる収益性の高い安定した水田農業の確立
- ④ 畑作物、果樹、野菜、花き、地域特産物等の生産性及び品質の向上
- ⑤ 経営感覚に優れ、生産性の高い畜産経営体によって生産の大宗が担われる生産構造の実現
- ⑥ 自給飼料基盤の強化等による生産コストの低減と飼料自給率の向上
- ⑦ 家畜改良増殖の促進及び飼養管理技術、受精卵移植関連技術等新技術の実用化・普及の促進
- ⑧ 生産段階から流通段階までの一貫した家畜衛生対策の実施による国産畜産物の品質面及び安全面での優位性の確保
- ⑨ 食肉処理施設の再編整備等による食肉の処理、加工及び流通部門での合理化の推進
- ⑩ 土づくりと化学肥料及び農薬の使用の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入及び定着
- ⑪ 家畜排せつ物、食品循環資源等有機性資源のリサイクルの推進
- ⑫ 耕種部門と畜産部門の連携による水田を活用した飼料作物の生産の推進
- ⑬ 耕種部門と畜産部門の横断的な総合コントラクターの育成

3 事業の概要

(1) 事業の実施方針

ア 生産振興事業は、地域の実情に応じつつ、(2)の各事業を適切に組み合わせるとともに、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

この場合において、都道府県知事及び市町村長は、それぞれの事業間の相互関連に十分配慮し、事業実施主体等に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

また、生産振興事業の実施に当たっては、生産の組織化、作付けの団地化及び効率的かつ安定的な経

営体の育成を図るとともに、水田農業経営確立対策の円滑な推進に配慮するものとする。

イ 生産振興事業は、地域農業の生産体制及び農畜産物の供給体制の抜本的強化のために実施するモデル性を有する事業であり、事業実施主体はマスタープランに基づき事業実施計画を作成し、計画的に事業を実施するとともに、定量可能な目標を立てその達成に努めるものとする。

ウ (2)のうちブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業及び農業生産総合対策条件整備事業については、事業実施主体は、ブランド・ニッポン戦略において設定した取組及び目標の達成に努めるものとする。

エ (2)のうち農業生産総合対策条件整備事業については、効果的な事業の推進の観点から、ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業又は農産物安全確保対策事業の推進事業を 1 年以上実施し、その効果が十分に発現することが見込まれる地域において実施するものとする。

オ (2)の資源循環型農業・食品産業総合支援事業のうち条件整備事業については、バイオマス利活用フロンティア推進事業又は(2)のブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業のうち有機栽培等ブランド化事業を 1 年以上実施し、その効果が十分に発現することが見込まれる地域において実施するものとする。

カ 生産振興事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に考慮するものとする。

キ 統合補助事業の実施に当たっては、都道府県知事は、地方農政局長と協議の整った事業の実施計画に基づき、配分された予算の枠内において自らの裁量により地区別配分及び地区間の経費の流用ができるものとする。

ク 生産振興事業により、地方公共団体が公益的施設及びリサイクル施設を整備する場合にあっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の活用を努めるものとする。

(2) 事業の内容

ア 農業生産総合対策事業

(ア) ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業

「食」と「農」の再生プランに基づき、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制を確立するため、産地ごとに消費者の評価を踏まえたブランド・ニッポン戦略の実現に向けて必要となる事業を実施

(イ) 農産物安全確保対策事業

農産物の生産・流通段階において、生産者及びその関係者が安全確保を図るために必要な事業を実施

(ウ) 農業生産総合対策条件整備事業

(ア)及び(イ)の事業の効果的な推進を図るため、農産物の生産及び産地の形成に必要な共同利用機械・施設及び小規模土地基盤の整備

(エ) 団体推進事業

(ア)及び(イ)の事業を支援するため、全国的視点から民間団体における新技術の開発等の推進

イ 畜産振興総合対策事業

(ア) 畜産振興対策事業

a 離農跡地の効率的な利活用、新規就農希望者のための研修施設の整備、地域内一貫生産体制の確立のための共同利用施設及びその他畜産施設の整備

b 酪農ヘルパー等支援組織再編・統合のための条件整備

c 畜産経営体の経営・生産技術の高度化を図るための専門家による支援・指導

(イ) 飼料対策事業

a 自給飼料増産のための自給飼料生産基盤の強化

b 高生産性飼料生産システムの確立及び日本型放牧の拡大等に必要となる作付け条件の整備、機械施設の整備

c 流通飼料対策として、飼料の安全性及び品質に関する実態調査、巡回指導、地区講習会の実施

(ウ) 畜産技術衛生対策事業

a 大規模酪農経営に適した泌乳能力検定システムに係る施設の整備

b 優良肉用種雄牛の造成・利用及び雌牛から受精卵を採取し供給するための施設の整備

c ほ乳ロボットを活用した自動ほ育システム、リキッドフィーディングシステムの実用化試験に必要な施設の整備

d 家畜受精卵を活用した雌雄産み分け技術及び核移植クローン技術等の利用促進のための機械施設の整備

e 家畜個体識別情報の活用促進

f 口蹄疫等の海外病を迅速・的確に診断する検査器材の整備

(エ) 畜産物流通対策事業

a 牛乳・乳製品のブランド化の推進、生乳需給調整体制・広域乳質検査体制の整備、乳業の再

- 編・合理化の推進
- b HACCP システムに対応した食肉センター及び衛生的な食鳥・鶏卵処理施設の整備、家畜市場の再編整備
- (オ) 畜産振興総合対策推進指導事業
- ウ 耕畜連携・資源循環総合対策事業
- (ア) 資源循環型農業・食品産業総合支援事業
 - a 環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保、循環型社会の構築及び地球温暖化の防止に対応し、土壌・作物条件に応じたたい肥の施用、緑肥の導入等による持続的な農業体系の確立並びに家畜排せつ物等有機性資源の再生資源としての有効利用及び畜産環境問題の改善を促進することにより、環境と調和のとれた資源循環型農業を推進するための事業を実施
 - b 畜産物生産コストの低減及び地域の環境保全の観点から、給食・外食産業等の食品残さ、でんぷん粕等の地場食品産業の製造過程で発生する食品加工残さ等地域で発生する各種有機性資源を飼料化し畜産農家へ供給するため、飼料化施設、加熱殺菌施設等の整備を実施
 - c 食品産業等から排出される食品廃棄物等を効率的に収集・処理し、高度利用を図るための施設の整備を実施
- (イ) 耕種作物活用型飼料増産対策事業
国産飼料の供給体制のさらなる拡大を図るため、耕種農家と畜産農家の密接な連携体制の構築に必要な事業を実施
- (ロ) 総合コントラクター育成対策事業
耕種部門と畜産部門と多角的な農作業を行う総合コントラクターを育成し、地域における効率的な産地体制の構築に必要な事業を実施
- (ハ) 団体推進事業
環境と調和した持続的な農業を推進するために必要な活動を実施

表1 予算額

15年度	
農業生産総合対策事業	102億円
畜産振興総合対策事業	78億円
耕畜連携・資源循環総合対策事業	69億円
合計	248億円

第2節 水田農業経営確立対策

1 水田農業経営確立対策

(1) 米の生産調整の経緯

米の生産調整については、稲作転換対策(昭和46～50年度)、水田総合利用対策(昭和51、52年度)、水田利用再編対策(昭和53～61年度)、水田農業確立対策(昭和62～平成4年度)、水田営農活性化対策(平成5～7年度)、新生産調整推進対策(平成8、9年度)緊急生産調整推進対策(平成10、11年度)に続いて、12年度から水田農業経営確立対策を実施している。

(2) 水田農業経営確立対策の概要

ア 趣旨

現在の水田農業をめぐる状況は、米については、需給の不均衡が拡大する一方で産地ごとの価格・販売動向等に相当の差が生じており、他方、水田における麦・大豆・飼料作物等の生産については、その定着化が図られていないという状況にある。

このような状況の中で、水田農業の再構築を図るため、平成11年10月末に「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を決定し、その中において、需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を柱とする総合的施策を講じることとしたところである。

このうち、需要に応じた米の計画的生産については、産地ごとに価格・販売動向等を踏まえた生産販売戦略と連動した計画的生産を円滑かつ的確に推進することが重要である。

また、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産については、自給率が低く、現状では定着度の低い麦・大豆・飼料作物等の生産を品質・生産性の向上を図りながら定着・拡大し、実需要者ニーズに対応した品質の良い、売れる作物づくりを進めていくことが重要である。

これらを通じて、米と麦・大豆・飼料作物等を適切に組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の確立を推進するものとしている。

イ 生産調整対象水田面積等

(ア) 生産調整の規模

- a 平成15年度の全国の生産調整目標面積は、1,060千ha(かい廃分を控除したベースで1,020千ha)とした。
- b また、需要に応じた米の計画的生産を的確に推進するため、米の生産数量及び作付面積に関

するガイドラインの決定及び通知を行うこととし、全国の米の生産数量及び作付面積に関するガイドラインを855万 t、1,630千haとしている。

(イ) 農業者別の水稲作付対象水田面積及び生産調整対象水田面積の決定

a 農業者別の水稲作付対象面積及び生産調整対象水田面積の決定は、食糧法に基づき策定する米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画に定める米穀の生産目標を基礎とし、国から都道府県、市町村、農業者の順に決定し、通知する。

b aの決定手続きに先立ち、全体需給の調整を図る観点から、都道府県、市町村の順に行政機関及び農業団体等が、あらかじめ米の作付面積に関するガイドライン及び生産調整目標面積を掲示する。

市町村段階では、農業者・地域の自主性の尊重の観点から、市町村等水田農業推進協議会において、市町村別生産調整目標面積を踏まえて策定した生産調整の実施方針を農業者に掲示しつつその希望を聞くとともに、とも補償事業や地域間調整活動等を行うことにより、農業者の意向が極力反映されるよう十分な調整を行った上で農業者別の水稲作付対象水田面積及び生産調整対象水田面積を決定している。

ウ 水田農業経営確立対策の推進のための助成措置

需要に応じた米の計画的生産の確実な推進を前提として、米の作付けを行わない水田を有効利用し、自給率が低く、現状では定着度の低い麦・大豆・飼料作物等の生産を品質・生産性の向上を図りながら決定・拡大し、所得の向上と安定した水田農業経営の確立を図るため、以下の助成措置を一体的に実施する。

(ア) 経営確立助成

麦・大豆・飼料作物等の主産地形成に向け、作付け団地化又は土地利用の担い手への集積、地域の気象条件等を踏まえた基本的な栽培技術の実施等の要件を満たして麦・大豆・飼料作物等の本格的生産に取り組む農業者を支援するための助成金を交付している。

なお、助成金の交付対象者は、とも補償金の交付対象者であって、計画的生産実施者である。(表 2 参照)

(イ) とも補償

経営確立助成の措置を補完し、需要に応じた米の計画生産の円滑かつ確実な実施、水田の十分な活用、地域における水田農業振興等に資するよう、

全国各地の農業者の拠出（水稲作付面積10 a 当たり 4 千円）と政府の助成により資金を造成し、地域における水田農業振興の取組の実態に応じて計画的生産実施者にととも補償金を交付している。

なお、平成15年度のとも補償は、一般作物について、経営確立助成の交付要件を満たすものは20千円/10 a、満たさないものは10千円/10 a としている。(表 2 参照)

(ウ) 水田作付体系転換緊急推進事業

12年度からの生産調整規模の拡大に対応した飼料用稲又はそばの転作の取組増加面積分について20千円/10 aの助成を実施する。

(エ) 稲作経営安定対策

稲作農家が安心して営農に取り組めるようにするため、生産者の拠出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための資金を交付している。

なお、この資金の交付対象者も、とも補償の交付対象者であって、生産調整実施者である。

(3) 平成15年度における対策の実施状況

ア 平成15年度における水田農業経営確立対策の生産調整実施面積は、102万 2 千haであり、100.4%の実施率となった。

イ 生産調整実施面積のうち、作物作付けが61万 4 千haで全体の 6 割を占めており、この他、景観形成等水田 9 千ha、調整水田 4 万 7 千ha、水田預託 3 千ha、自己保全管理 6 万 4 千ha、土地改良通年施行 3 千ha及び実績算入28万 2 千haとなっている。

ウ 作物作付けの主な内訳は、麦(10万 9 千ha)、大豆(10万 8 千ha)、飼料作物(11万 6 千ha)、及び野菜(13万ha)の 4 作物で全体の約 7 割を占めた。

表2 水田農業経営確立対策における助成金等の体系と水準

(単価：千円／10a)

			作物作付け				景観形成 等水田	調整水田 (2/5に換算)	保全管理 自己保全 管理 土地改良 通年施行 (1/5に換算)
			一般作物		永年性 作物等	特例 作物			
			麦・大豆 飼料作物	その他					
とも 補償	一般	経営確立助成の要件を満たすもの	20	20	10	10	10	10	10
		経営確立助成の要件を満たさないもの	10	10					
(交付 基準)	地区達成加算		3	3	3	3	3	3	—
経営確立助成 (交付 単価)	基本助成(一般型) (団地化型) (土地利用集積型)		40	20	—	—	—	—	—
	水田高度利用等加算		10	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 「とも補償」とは、生産者による拠出(水稻作付面積10a当たり4千円)と政府の助成により全国規模で資金を造成し、この資金から麦・大豆・飼料作物等の地域における取組の実態に応じて、とも補償を交付するものである。なお、とも補償金の受取対象作物、受取単価等については、市町村等水田農業推進協議会において設定する。
- 2 「地域達成加算」とは、対策の推進上の地区において、米の計画的生産を達成した場合に加算するものである。
- 3 「経営確立助成」とは、一定の作物要件、需要要件、技術要件等を満たして取り組んでいる農業者及び生産集団を対象とし、団地化又は土地利用集積を選択する。
- 4 「水田高度利用等加算」とは、麦・大豆・飼料作物のいずれかを含めた水田の高度利用(1年2作等)又はこれに匹敵する機械等の利用率の向上を進める場合に加算するものである。
- 5 永年性作物等については、一定年限の限りとも補償金を交付する。
- 6 自己保全管理については、市街化区域等では実績算入する。

第3節 農産物の生産対策等

1 種子対策

主要農作物(稲、麦類及び大豆)の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定的な生産供給体制の確立を図ることが重要である。

このため、農業生産総合対策事業において、種子生産技術の高度化と品質管理体制の確立による種子の品質向上や合理的な種子生産団地の育成を推進した。

また、6月以降の天候不順(低温及び日照不足等)による水稻及び豆類の作柄不良にかんがみ、著しい被害を受けた農業者に対し次季作用種子が滞りなく供給されるよう、平成15年度第1号補正予算において次季作用種子確保対策を実施した。

2 米生産対策

(1) 生産動向

15年産水稻の作付面積は1,660千haと前年に比べて23千ha減少した。

収穫量については、6月中、下旬以降の全国的な低温・日照不足により7,781千tと1,095千t減少し、全国の作況指数は90、10a当たりの収量は469kgとなった。特に北海道や東北では太平洋側を中心に甚大な被害がでたため、作況指数はそれぞれ73、80となった。

(2) 生産対策

米については、需要動向に即した計画的生産を図りつつ、麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めるとともに、消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立を図ることが必要となっている。

このような課題に対応するため、農業生産総合対策事業において、稲・麦・大豆の土地利用型作物を一体として捉え、共同利用機械・施設の整備等による担い手を中心とする効率的な生産流通体制の構築や、合理的な作付体系の導入・定着等を推進した。

また、経営体の飛躍的な規模拡大に資する直播栽培を中心として、レーザー均平技術等の大区画ほ場に対

応した生産技術を組合せた技術体系の確立・普及を推進するとともに、産地の連携により、実需者ニーズに対応した広域的な流通体制の整備や、中山間地域等において、気温の日較差等立地条件を活用した産地形成や産地精米等の付加価値の高い米づくりを推進した。

さらに、農地流動化部局との連携の下、産地における担い手のリストアップや担い手への農地・作業の集積の調整等、担い手支援体制の整備を行うとともに、都道府県における経営展望に即した効率的な技術体系・機械化体系を実経営規模で実証する先導的営農地区の育成を推進することとし、担い手の育成・規模拡大を促進するための対策を強化した。

その他、特に平成15年は平成5年以来となる厳しい冷害となったため、宮城県仙台市においてシンポジウム「平成15年冷害を徹底検証！」を開催し、生産者、農業団体、研究者、行政関係者を交え平成15年冷害の発生要因や技術的対応状況等の分析を行い、今後の技術対策上の課題について検証を行った。

3 麦生産対策

(1) 生産動向

近年、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等により、転作麦を中心に作付面積が拡大し、15年産については、4麦計で前年比1.6%増の27万5,800haとなった。また、生産量については、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の作柄が悪かったものの、北海道の小麦の生育が順調で粒の充実・肥大が平年を上回ったことにより小麦の作柄が良く、4麦計では前年比0.9%増の105万4千tとなった。

(2) 生産対策

麦については、「食料・農業・農村基本計画」で示された生産努力目標の達成に向けて、品質の向上、生産の安定化及び生産コストの低減等の課題の解決を図りつつ、水田における本格的生産の定着並びに合理的な輪作体系の下での畑作麦の安定生産に向けた取組を強化することが重要となっている。

特に、平成12年産以降、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等により、転作麦を中心に作付面積が拡大してきているが、品質等の面で需要に応じた生産が必ずしも十分に図られておらず、生産量についても、作柄の変動等により不安定な状況にある。また、生産コストが市場での流通価格をはるかに上回る水準で推移している状況にもある。

このため、産地ごとに、生産者、実需者、行政等関係者が参画する産地協議会を設置し、実需者ニーズを把握するとともに、品質の向上や担い手の育成による

生産コストの低減等について、産地の条件に応じた具体的な目標を設定するとともに、その達成に向けて、基本技術の励行、品質分析に基づいた産地における品質管理等の徹底並びに加工適性に優れた新品種の導入等による品質の向上・安定化に向けた取組や、担い手の生産規模の拡大、作付けの団地化、合理的な作付体系の確立等による生産の安定化及び生産コストの低減に向けた取組等を推進した。

さらに、新品種の導入・普及に向けて、実需者が製造ラインで試験を実施するための実証ほを設置し、製粉試験、加工試験等を実施する取組、地産地消を核とした需要拡大の取組及び赤かび病抵抗性の品種間の比較を行う取組を推進した。

4 大豆生産対策等

(1) 生産動向

大豆の作付面積は、近年、田作では、米の生産調整目標面積の拡大等により大きく増加している一方、畑作では、自家消費が主体の都府県で農家の高齢化等により作付面積は減少しており、全体としては増加傾向にある。平成15年産については、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等に伴い、前年比1%増の15万1,900haとなった。

また、10a当たり単収は、近年横這い傾向で推移していたが、平成15年産については、6月中旬からの全国的な低温・日照不足等の影響により生育が抑制され、10a当たり平均収量対比は85%となり、10a当たり収量は153kgとなった。

これらの結果、平成15年産の生産量は、前年比86%の23万2,200tとなった。

(2) 生産対策

平成15年度には、生産振興総合対策において、全国923市町村で、産地ごとに、生産者、実需者、行政等の関係者が参加する産地協議会を設け、担い手の育成、生産性の向上、実需者ニーズへの対応等について、産地の条件に応じた具体的な目標を定めた上で、その達成に向けて、担い手の育成及び団地化推進のための集落座談会、品質向上・安定化のための実証ほの設置、栽培技術の高位平準化を目指した研修等を実施した。

(3) 大豆交付金等

「大豆交付金暫定措置法」(昭和36年法律第201号)に基づき、平成14年産及び平成15年産の大豆について、交付金256億5,200万円、大豆作経営安定対策17億5,700万円を交付した。

また、平成16年産大豆の交付金単価を8,120円/60kgと定めた。

5 野菜対策

(1) 野菜価格の動向

野菜は、鮮度が要求される一方で、貯蔵が困難なことで、必需品的性格が強いことに加え、天候の影響を非常に受けやすいため、作柄変動が大きいことなどから、需給及び価格の面でかなりの変動が避けられないという特質がある。

15年度の春野菜については、4月が低温等の影響から生育が停滞し平年をやや上回る価格であったものの、その後の作柄の回復により、総じて平年並みの価格で推移した。

夏野菜については、冷夏による低温・日照不足等の影響から生育に遅れが生じたものの、総じて平年並みの価格で推移した。

秋冬野菜については傾向等により温暖傾向等により生育が順調の中で、一部品目においては前進したことにより、10・11月は平年を下回る価格で推移したものの総じて平年並みの価格で推移した。

また、15年度の生鮮野菜の消費者物価指数は、全国平均で前年に比べ0.9%下落した。

表3 生鮮野菜の消費者物価指数

年度平均・月		指数	前年度比上昇率
		(全国、12年=100)	
12		103.6	▲ 3.4
13		97.7	▲ 5.7
14		105.4	7.9
15		104.4	▲ 0.9
15.	4	112.3	19.7
	5	109.6	9.3
	6	102.3	2.7
	7	101.1	▲ 0.3
	8	103.5	▲ 2.8
	9	111.6	1.5
	10	102.9	▲ 1.2

	11	89.7	▲	19.1
	12	94.6	▲	11.6
16.	1	108.1	▲	4.8
	2	110.6		0.2
	3	106.0	▲	1.6

(2) 野菜価格安定対策

ア 野菜指定産地の指定

指定野菜の種別ごとに、野菜指定産地からの当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、需要及び供給の見通しに即するように、野菜指定産地の指定を行っており、14年度までに1,140産地を指定したが、15年度においては、更に23産地を追加指定した。他方、指定後の社会経済条件の変化により、既指定産地のうち60産地の指定解除を行った。このため、野菜指定産地は37産地減少し、合計1,103産地となった。

イ 計画生産出荷

(ア) 野菜需給均衡総合推進対策事業

近年、野菜の需給は、消費面において食生活の多様化、健康志向、品質重視、若年層の野菜離れといった傾向がみられる中で、生産面では、担い手の減少、高齢化等労働力面での制約や連作障害の発生等の問題が生じている。

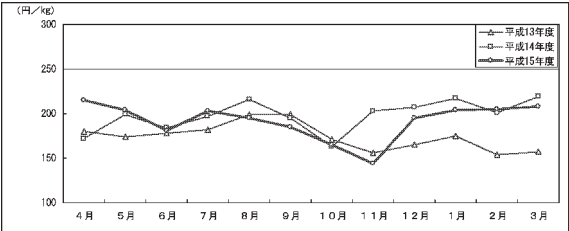
このような中で、需給均衡に向けた生産出荷団体の自主的な取り組みを一層助長するとともに、野菜全体にわたる計画的な生産出荷を総合的かつきめ細かく推進することとして引き続き「野菜需給均衡総合推進対策事業」を実施した。

a 野菜需給均衡総合推進事業

(a) 野菜需給調整高度化事業

主要な野菜についての確な需給調整を図るため、全国生産出荷団体が、野菜需給安定中央推進会議を開催するとともに、その成果を踏まえ、全国生産出荷団体及び県生産出荷団

表4 野菜の卸売価格の推移（1・2類都市市場）



(単位：円/kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成13年度	180	174	178	182	199	199	171	156	165	175	154	157
平成14年度	172	199	184	197	216	195	163	203	207	217	201	219
平成15年度	215	204	181	203	195	185	165	144	195	204	205	208

資料：青果物流通統計（農林水産省大臣官房統計部）

体が品目別に野菜需給安定協議会を開催し、また、価格低落時には緊急需給調整会議を開催したほか、野菜需給調整担当者の研修会を行った。

(予算額 7,110万 2 千円)

b 野菜需給調整促進情報システム構築事業

適時適切な情報提供による野菜の需給調整の促進を図るため、野菜の作付動向、作柄等について高性能衛星により迅速かつ的確に把握し、これに基づく情報を生産者、実需者、消費者等の的確な判断に資するよう提供するためのシステムの開発を行った。

(予算額 3,500万 1 千円)

c 重要野菜等緊急需給調整事業

(a) 生産出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜 4 品目・6 種別について、短期的、地域的な価格変動に対処するための緊急需給調整を行うのに要する資金の再造成を行うための資金の造成を行った。

(予算額 1,000万円)

d 指定野菜緊急出荷調整事業

夏秋レタスについて、短期的、地域的な価格変動に対処するための緊急出荷調整を行うのに要する資金の再造成を行うための資金の造成を行った。

(予算額 1,000万円)

e 価格回復緊急出荷調整事業

輸入の急増、需要動向の変化等から対象野菜の価格が一定の期間、著しく低落し、生産出荷団体が緊急出荷調整を実施した場合に、交付金を交付するための資金の造成を行った。

(予算額 85万円)

f 生鮮野菜輸入先国生産出荷動向等調査事業

輸入が急増している野菜の輸入先国の生産出荷動向について、精度の高いリアルタイムな現地調査を主たる出荷期間に実施し、関係者に迅速に情報提供することとし、海外野菜情報の収集、分析、提供の高度化を通じて国内野菜の生産出荷の安定に資するための事業を実施した。

(予算額 1,317万 3 千円)

g 野菜情報総合把握システム構築事業

野菜の需要動向に応じた的確な生産への支援を行うため、野菜に関する需給情報を一元的に収集・分析・データベース化、提供するシステムの構築を行った。

(予算額 2,539万 4 千円)

h 契約取引推進円滑化事業

実需者のニーズに適合した野菜を供給する契約取引の推進を図るため、基金が生産者と実需者の連携を支援するコーディネーターバンクの活用推進及び代金決済の円滑化を図るシステムの構築を行った。

(予算額 831万 1 千円)

ウ 野菜価格安定制度

野菜価格安定制度については、交付対象数量を増加することにより、セーフティーネット機能の充実強化を行った。

(ア) 契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

また、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人(以下「野菜価格安定法人」という。)が契約特定野菜等安定供給事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

なお、15年度においては、交付対象数量を 1 万 t 増加し、事業の拡充強化を図った。

(予算額 2 億8,645万3千円)

(イ) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、指定野菜の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

なお、15年度においては、交付対象数量を 3 万 t 増加し、事業の拡充強化を図った。

(予算額 80億7,832万円)

(ウ) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)並びに野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地等から出荷される指定野菜について、野菜価格安定法人が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

なお、15年度においては、交付対象数量を1万t増加し、事業の拡充強化を図った。

(予算額 11億8,832万8千円)

(3) 野菜の流通・加工・消毒対策

ア 野菜消費構造改革対策事業

若年層を中心に減少傾向にある野菜消費量の増加を図るため、全国段階においては、医学、栄養学、学校関係者等を核とした「野菜等健康食生活協議会」を設置し、野菜の健康機能調査、1日当たりの分かりやすい摂取目安の開発、啓発効果の検証調査等の活動を実施するとともに、これらの調査結果に基づき、国民に野菜摂取の重要性を啓発する民間団体(青果物健康推進委員会、ファイブ・ア・デイ協会)が、量販店店頭等での野菜摂取目安のPR、Webサイトによる野菜の重要性のPR等の消費者啓発を実施した。

また、地域段階においては、道府県、JA全農県本部等が、児童・生徒等を対象に採れたて野菜等を活用した野菜料理体験、野菜セミナー等を実施し、野菜摂取の習慣化、野菜への親近感の醸成を図った。

(予算額 4億636万円)

イ 野菜流通・販売一貫ばらシステム推進支援事業

通い容器の利用による野菜流通・販売一貫ばらシステムを構築するため、産地から店舗までの各段階における取組調査や生産者・取引業者等に対する意識調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、通い容器の効率的な利用に向けた検討や普及啓発を行った。

(予算額 1,590万6千円)

(4) 野菜生産対策

ア 野菜生産(主要28品目)の動向

野菜の作付面積は、昭和50年代に増加傾向で推移してきたものの、生産農家の高齢化、機械化・省力化の立ち遅れ等から、キャベツ、だいこん、はくさい等重量野菜を中心として昭和60年以降減少傾向に転じ、平成13年には43万2千haとなった。(表5)

収穫量をみると、1,259万tとなり、出荷量も1,024万tとそれぞれ前年産並みとなった。(表6)

表5 主要28品目の野菜の作付面積の動向

区分／年次	平成12年	13	14
作付面積	445,000ha	431,900ha	422,400ha

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

(注) 主要28品目の野菜とは、表7の品目欄に掲げる野菜である。

表6 主要28品目の野菜の収穫量及び出荷量の動向

区分／年次	平成12年	13	14
収穫量	12,769,000 t	12,588,000 t	12,259,000 t
(対前年比)	(%)	(98.6%)	(97.4%)
出荷量	10,435,000 t	10,382,000 t	9,976,000 t
(対前年比)	(%)	(98.7%)	(96.1%)

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

(注) 主要28品目の野菜とは、表7の品目欄に掲げる野菜である。

表 7 平成14年産野菜作付面積、収穫量及び出荷量

品 目	作付面積	収 穫 量	出 荷 量	前 年 産 対 比				(参考) 平均収量 対 比
				作 面 積	10 当 た り 量	収 穫 量	出 荷 量	
計	447 160	12 621 100	10 283 300	(98)	—	(97)	(97)	—
根 菜 類	109 200	3 237 000	2 526 000	96	—	95	96	—
だいこん	42 500	1 780 000	1 361 000	96	99	95	96	103
かぶ	6 180	183 600	144 800	99	102	101	102	105
にんじん	20 500	643 700	561 700	95	98	93	93	104
ごぼう	9 660	166 500	134 500	95	98	94	94	96
れんこん	4 490	72 800	56 900	98	98	97	97	107
さといも	17 100	208 900	123 400	96	100	96	96	100
やまのいも	8 810	181 700	143 700	100	99	100	101	100
葉 茎 菜 類	184 500	5 534 000	4 583 000	(99)	—	(99)	(98)	—
はくさい	21 400	1 005 000	767 100	97	100	97	98	102
こまつな	3 830	67 600	57 700	…	…	…	…	—
キャベツ	34 900	1 392 000	1 197 000	98	99	97	98	101
ちんげんさい	2 070	45 700	40 100	…	…	…	…	—
ほうれんそう	24 400	311 800	249 600	99	99	98	98	99
ふき	679	18 900	17 000	…	…	…	…	—
みつば	1 270	18 900	17 800	…	…	…	…	—
しゅんぎく	2 500	42 900	35 600	…	…	…	…	—
セルリー	719	37 300	35 200	101	100	101	101	98
アスパラガス	6 400	28 400	24 600	…	…	…	…	—
カリフラワー	1 650	30 300	24 200	99	97	96	96	100
ブロッコリー	9 250	94 200	79 800	110	96	106	106	99
レタス	22 000	561 600	519 200	101	101	101	101	103
ねぎ	23 900	518 700	401 800	98	101	98	99	101
にら	2 070	66 600	60 500	…	…	…	…	—
たまねぎ	25 400	1 274 000	1 042 000	98	103	101	96	107
にんにく	1 990	20 200	14 000	…	…	…	…	—
果 菜 類	116 100	2 794 000	2 248 000	(98)	—	(99)	(99)	—
きゅうり	14 400	729 200	612 400	97	102	99	99	104
かぼちゃ	16 000	219 500	160 100	99	98	96	97	96
なす	12 400	432 300	317 200	97	100	97	97	103
トマト	13 300	784 900	688 600	98	100	98	98	103
ピーマン	3 860	161 000	136 500	97	104	101	102	106
スイートコーン	28 300	278 100	210 800	99	103	102	103	103
さやいんげん	8 070	58 700	35 800	96	99	94	94	98
さやえんどう	4 950	33 300	21 300	97	106	103	104	104
そらまめ	2 510	21 200	16 600	…	…	…	…	—
えだまめ	12 300	75 200	48 400	99	98	97	97	98
香 辛 野 菜								
しょうが	1 460	32 100	23 500	…	…	…	…	—
果 実 的 野 菜	35 900	1 024 000	902 800	96	—	94	94	—
いちご	7 360	210 500	191 200	99	102	101	101	110
メロン	12 700	286 700	260 600	96	98	93	93	100
すいか	15 900	526 900	451 000	96	96	92	92	99

資料：農林水産省「平成14年産野菜作付面積、収穫量及び出荷量」

注：前年産対比の（ ）内の数値は、平成13年産の調査対象品目と同じ29品目の計により対比したものである。

平成14年産の作付面積及び収穫量を類別にみると表7のとおりである。

(ア) 根菜類

作付面積は、だいこん、にんじん、さといも等が前年産の価格が減少したことから、前年産に比べ4%減少した。

収穫量は、かぶが増加したものの、だいこん、にんじん等が天候不順の影響により生育が抑制されたことから、前年産に比べ5%減少した。

(イ) 葉茎菜類

作付面積は、はくさい、キャベツ等が減少したことから、前年産に比べ3%減少した。

収穫量は、レタス、ねぎが増加したものの、はくさい、キャベツ等が天候不順の影響により生育が抑制されたことから、前年に比べ1%減少した。

(ウ) 果菜類

作付面積は、きゅうり、なす等が前年産の価格の低下等により減少したことから、前年産に比べ2%減少した。

収穫量は、スイートコーン、さやえんどう等が増加したものの、かぼちゃ、なす、トマト等が減少したことから、前年産に比べ1%減少した。

(エ) 果実の野菜

作付面積は、メロン、すいかが前年産の価格の低下により減少したことから、前年産に比べ4%減少した。収穫量は、いちごは増加したものの、メロン及びすいかが増加したことから、前年産に比べ1%減少した。

(5) 野菜の生産対策

輸入野菜の急増により、海外との競争が今後とも一層厳しさを増すものと見込まれる中において、国産野菜が消費者・実需者に支持され、輸入野菜との競争に価値化を実現し、消費者・実需者の求める品質の野菜を安定的に供給していくことが必要である。

難等の問題が深刻化しており、国内生産力の低下・不安定化が懸念される状況にあることから、将来にわたって生産力を維持し続けるためには、構造改革を通じて担い手を育成し、国際的にも競争力のある野菜産地を確立することが重要であることから、以下の事業を実施した。

(予算額 137億7,140万円)

ア 野菜指定産地等整備活性化推進

指定産地を中心とした県内の野菜生産出荷体制の強化を図るため、専門家グループを主体とした産地整備活性化協議会の設置、県内の指定産地の近代化計画の点検・評価とこれを踏まえた産地の生産出荷

体制の強化、県内の産地配置や作付体系の検討等を実施した。

イ 低コスト化対応野菜産地確立推進

重量野菜を中心に機械化一貫体系の確立及び普及を通じて、生産及び出荷から販売までの一貫した省力化及び合理化、低コスト耐候性ハウス等の導入による施設園芸の低コスト化及び省力化、効率的な出荷・流通形態の導入、計画的な作付・出荷の確保や作柄の安定化に向けた取組により、効率的かつ安定的な生産流通システムの構築を推進するため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

ウ 契約取引対応野菜産地確立推進

契約取引による生産者と実需者の連携、産地間連携、契約取引の利点を活かした流通経費の削減等により流通の多元化を促進し、業務用野菜の生産及び流通の振興により、実需者等の多様なニーズに対応して安定的な生産出荷を行う野菜産地の育成を図るため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

エ 高付加価値化対応野菜産地確立推進

減農薬・減化学肥料栽培や地域特産品種の導入、インターネットを通じた生産者と消費者間の情報伝達等を促進し、地域の特性を活かした多様な野菜の生産及び流通の振興により、消費者等の多様なニーズに対応して安定的な生産出荷を行う野菜産地の育成を図るため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

オ 野菜生産技術定着促進

近年開発が進む高性能農業機械や革新的施設園芸技術の現場段階での実証、新野菜や調理・加工適性のある新品種等のニーズの高まっている野菜の栽培技術の実証等を通じて、新技術の実用化・普及、新野菜・新品種の定着・普及を図るため、協議会の開催、技術実証展示ほ・施設の設置、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

カ 野菜生産流通技術等高度化支援対策

野菜産地の脆弱化が懸念される中で、最先端施設園芸技術の実用化、園芸施設の設置運営コストの低減、特定需要に対応した安定的な供給体制の確保、衛生管理方策についてのガイドラインの作成及び最適な集出荷・流通システムの構築等を推進し、生産流通における省力・低コスト化、多様なニーズに対

応した生産・流通、環境衛生問題に配慮した生産流通等多様な課題への対応を図るため、委員会等の開催、推進計画・指針の策定、調査分析、実証試験、情報収集・提供、セミナーの開催等を実施した。

キ 野菜産地強化特別対策

輸入野菜との競争に勝ち残っていくために、各産地の特性や意向を踏まえ、産地毎に明確な目標を定めた構造改革のための計画を策定するとともに、産地改革計画を策定した産地に対して、機械化一貫体系の確立や低コスト耐候性ハウスの導入による生産コストの削減、減農薬・減化学肥料栽培等の高付加価値栽培等の取り組みを推進するため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

6 果樹農業振興対策

(1) 果樹の生産・流通の動向

ア 果樹生産の動向

平成15年産の果樹栽培面積は27万1,600haとなり前年に比べ3,900ha減少した。種類別にみると、おうとう（100ha増）、その他かんきつ類（不知火、清見等）（200ha増）では増加したものの、うんしゅうみかん（1,300ha減）、りんご（900ha減）等では減少した。

平成15年産の主要果実の収穫量は348万1千tとなり、前年産に比べて21万3千t減少した。これは、冷夏、台風等の影響により、日本なし（4万3,500t減）、りんご（8万3,600t減）等で減少したことによるものである。一方、うんしゅうみかん（1万5千t増）、西洋なし（2,800t増）等は増加した。

イ 果実及び果実加工品の輸出入の動向

平成15年の生鮮果実の輸出量は、うんしゅうみかんがカナダ向けを中心に5,350t、なしが香港、台湾向けを中心に1,890t、かきがタイ、香港向けを中心に440tと横ばいであったが、りんごが台湾、香港向けを中心に16,790tと大幅に増加した。

これは、台湾のWTO加盟による関税引き下げ等を受け、台湾向け輸出が大幅に増加したためである。

平成15年の生鮮果実の輸入量は、バナナが98万7千t、グレープフルーツが27万4千t等であった。

果実加工品の輸入量は、パインアップル缶詰が4万7千t、もも缶詰が5万4千t、オレンジ果汁が7万2千kl、りんご果汁が6万1千kl等であった。

(2) 果樹の生産・流通対策

「食料・農業・農村基本計画」及び「果樹農業振興基本方針」に即し、消費者ニーズに的確に対応し得る

果実生産・供給体制の整備を進め、消費者から信頼される果樹産地の育成を図るため、農業生産総合対策において、次の諸対策を実施した。

ア 園地情報、栽培管理情報、品質情報の把握・整理等による高度品質管理栽培の実践、消費者に対する産地情報の提供、消費者のニーズや評価に即した品目・品種の導入等による、「ブランド・ニッポン」果実の生産・供給体制整備の推進

イ 樹園地の特性を踏まえた園地の再編・整備、地域の園地基盤整備水準に応じた機械化体系及び省力栽培技術の導入等による、低コスト省力的な果実生産体制整備の推進

ウ 流通に係る新技術の導入により、消費者ニーズに的確に対応した果実の供給を行うとともに、輸入果実に対抗した新たな需要を創出するための、果実流通の省力・低コスト化の推進

（予算額 農業生産総合対策事業

100億5,700万円の内数）

(3) 果実の加工対策

加工原料用果実価格安定対策等を通じて原料の契約取引の推進、供給の円滑化等原料の需給安定に努めた。

(4) 果実の需給調整・経営安定対策等

果実の需給調整と果樹農家の経営安定を図るため、以下の諸対策を実施するのに必要な資金を（財）中央果実生産出荷安定基金協会（以下「中央果実基金」という。）に造成し、次の事業を実施した。

ア 計画生産出荷促進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画を作成、摘果等による生産量の調整及び出荷調整による需給調整対策を実施するための資金を造成した。

なお、平成15年度は、うんしゅうみかんについてはおもて年で過剰生産が懸念されたことから、果樹農業振興特別措置法に基づき、生産目標量115万tとする生産出荷安定指針を策定した。また、りんごについては予想生産量が近年の需要量をやや上回るもののほぼ同程度と見込まれたことから、適正生産量89万tとする適正生産出荷見通しを策定した。これを基に、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、産地では、関係者が一丸となって、隔年結果の是正及び生産量の調整効果の高い特別摘果を推進する等適正生産量の達成に向けた計画的な生産出荷の取組が行われた。

（予算額 4,887万円）

イ 経営安定対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整

対策を的確に実施しても、なお、価格が低下した場合に果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に対して補てん金を交付するための資金を造成した。

なお、平成14年産うんしゅうみかんは、果実の酸が高く消費者が敬遠したこと、年末に出荷が集中したこと等により卸売価格が低水準で推移し、計画的な生産出荷に取り組んだにもかかわらず、経営安定対策に加入している19府県のうち12府県を対象に34億円の補てん金が交付された。また、りんごについても特定の時期への出荷の集中、晩生種の「ふじ」での実われ果や果肉の褐変の発生による品質の低下等から卸売価格が低水準で推移し、全5道県を対象に39億円の補てん金が交付された。

(予算額 12億円)

ウ 加工原料用果実価格安定対策事業

加工原料用果実（果汁用いよかん及び缶詰用もも等）の価格が著しく低落した場合に生産者に補給金を交付するための資金を造成した。

(5) 果実等の消費拡大対策

果実のある食生活推進事業

科学的知見に基づく正しい果実の健康機能性等の情報提供を行う「毎日くだもの200g運動」の全国統一的な取り組みに併せ、県の生産出荷団体、学校給食関係者等が連携し、消費者への情報提供や学校給食への地場産果実利用促進を図る「県版毎日くだもの200g運動」の取組みに対して助成を行った。

また、海外市場における国産果実の幅広い需要を確保するため、継続的かつ安定的な果実の輸出を定着させるための取組みに対して助成を行った。

(所要額 4億9千万円)

7 花きの生産普及対策

(1) 花きの生産動向

平成14年産の花きの生産の動向は表8のとおりである。

表8 平成14年産の花きの生産の動向

	作付面積 (ha) 前年比 (%)	出荷数量 前年比 (%)	生産額 (億円) 前年比 (%)
切花類	19,050 (98)	5,413,000 (千本) (98)	2,621 (99)
鉢もの	2,185 (103)	320,800 (千鉢) (102)	1,242 (104)
花壇用苗もの	1,768 (100)	902,600 (千鉢) (101)	416 (98)
花木類	11,662 (98)	145,165 (千本) (97)	1,242 (98)
球根類	778 (88)	240,100 (千球) (92)	42 (89)
芝	7,863 (94)	6,000 (ha) (104)	90 (101)
地被植物類	150 (100)	53,540 (千鉢・千本) (102)	53 (99)
合計	43,455 (100)	— (—)	5,706 (100)

(2) 花きの振興対策

「花き産業振興方針」に即して次の諸対策を実施した。

ア 花きの生産・流通に関する施策

消費者が求める高鮮度で日持ちの良い花きの生産流通体制を構築するため、バケット低温流通の実証、バケット低温流通を前提にした生産性の高い栽培技術の導入等を実施した。

生活需要への対応や国際競争力のある産地を育成し、低コスト周年供給体制の確立を推進するため、集出荷施設の整備、低コスト耐候性ハウスの整備、省力・多収栽培技術の導入等を実施した。

多様で個性豊かな花きの供給を促進し、地域の特性を踏まえた産地ブランドの確立を推進するため、消費者・実需者等との連携の下、育種や種苗供給、花き加工処理等を行う施設の整備や、地域独自品種の開発等を実施した。

(予算額 農業生産総合対策事業

100億5,700万円の内数)

イ 花きの普及啓発に関する施策

花きの普及定着による潤いと安らぎのある豊かな国民生活の実現を図るための周年的な花きの消費の促進、花と緑の園芸技術交流並びに地域実践活動の推進及び日持ちの良い切花供給を推進するための日持ち保証システムの検討を行う「花咲く美しい日本推進対策」を実施した。

(予算額 農業生産総合対策事業

100億5,700万円の内数)

ウ 花き産業振興総合調査事業

花き関係の基礎データの整備、輸入国の実態についての調査・分析を行うほか、希少植物の人工増殖技術等について調査した。

(予算額 6 百万円)

8 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給率の向上に資するため、甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即し

た計画生産が行われており、平成15年産の作付面積は、6万7,900ha（前年比102%）であった。

平成15年産については、10a当たり収量は6.13t（同100%）、生産量は416万t（同102%）。根中糖分は病害虫の発生が少なかったこと等により、18.0%と高糖分となった。

さとうきびの生産は、平成15年産の収穫面積は2万3,900ha（同100%）となった。

10a当たり収量は、台風の影響はあったものの、その後天候に恵まれ、平成15年産については、鹿児島県では5.6t（同108%）、沖縄県では5.9t（同102%）となり、両県平均では5.8t（同104%）となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のてん菜糖企業で製糖されるなど重要な位置を有しており、その生産振興に当たっては、需給に応じた計画的な生産を行うとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産性や品質の向上が必要となっている。

このため、平成15年度については、生産振興総合対策等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、ストックポイントの整備や高性能機械の導入、直播栽培等の新技術の確立・導入の推進等について助成を行った。

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、地元の甘しや糖企業で製糖されるなど重要な位置を有しており、その生産振興に当たっては、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産性や品質の向上を図り、担い手を中心とする効率のかつ安定的なさとうきび産地を育成していくことが重要である。

このため、平成15年度については、生産振興総合対策等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、トラッシュを利用した有機物供給施設の整備、生産性向上が可能となる新種苗増殖技術の確立・導入に向けた実証、高糖品種を中心とした優良種苗の普及のための原種ほ設置等に対する助成を行った。

また、さとうきび栽培における肥培管理等の実態を明らかにするとともに、糖度向上に向けた要因を明らかにし、今後のさとうきび品質向上に向けた施策の促進に資することを目的に、さとうきび品質向上調査を実施した。

9 特産農産物の生産振興対策

いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用として需要が限定されること、また、海外製品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

平成15年産かんしょの作付面積は、主に関東での作付が減少したことから、3万9,700ha(前年比2%減)となった。また、10a当たり収量は、南九州で6月中旬以降の日照不足等の影響から、いもの肥大が抑制されたことにより2,370kg(同93%)となった。このため、生産量は前年を下回る94万t(同9%減)となった。

平成15年産ばれいしょの作付面積は、主に北海道で近年の市場価格の低迷等により、他作物への転換があったため減少し、8万8,300ha(同4%減)となった。10a当たり収量は、主産地の北海道がおおむね天候に恵まれ、いもの肥大が良好であったことから、前年と同じ3,330kg(同100%)となったが、生産量は、作付面積が減少したことなどから前年を下回る293万9千t(同4%減)となった。

なお、生産量の主な内訳は、北海道産228万6千t(4,110kg/10a)、都府県産の春植61万t(2,050kg/10a)、同秋植は4万3千t(1,430kg/10a)となった。

イ 雑豆、落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び緑豆は除かれる。このうち15年産の作付面積は小豆4万2,000ha(前年同)、いんげん1万2,800ha(前年比13%減)であった。

生産量について、小豆は主産地の北海道において生育期の低温、日照不足等の影響により生育が抑制され10a当たり収量が前年を下回ったことから5万8,800t(同11%減)、いんげんは収穫期の雨害等から10a当たり収量が低下し、2万3,000t(同32%減)となった。

落花生は、作付面積が9,530ha(同4%減)とやや減少した。生育期の低温、日照不足等の影響により

10a当たり収量が231kg(同4%減)となり、生産量は2万2,000t(同8%減)となった。

ウ 茶

平成15年の茶栽培面積は、前年に比べ200ha減の4万9,500haとなった。荒茶生産量は、一番茶の摘採時期直前より気温が上昇し、以降全般的に気候が良好であったため、9万1,900t(前年比9.1%増)となった。また、輸出は845t(同4.8%増)で、うち緑茶が760t(同0.3%減)であった。一方、輸入は4万7,132t(同8.5%減)で、うち紅茶が1万5,500t(同3.1%増)、緑茶が1万242t(同13.1%減)、その他の茶が2万1,389t(同13.3%減)であった。

エ その他の特産農産物

平成15年のその他の特産農産物の生産量は、そばは2万8,100t(同6%増)、いぐさは主産県(熊本県、福岡県)で2万500t(同1%減)、こんにゃく芋は主産県(群馬県、栃木県)で5万8,500t(同10%減)、ホップが504t(岩手県他・同9%減)であった。

(2) 特産農産物振興対策

地域の諸条件及び消費者・実需者ニーズに対応した、生産性の高い効率的かつ安定的な産地の形成、いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の生産性及び品質の向上等を図るため、農業生産総合対策事業において、担い手を中心とした生産から流通まで一貫した高度な産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備、特色ある商品の開発、低コスト化、高品質化の推進に必要な新技術・新品種の導入・実証等を推進した。

ア いも類、雑豆、落花生、茶等畑作物

それぞれの畑作物が抱える具体的な課題とその取組方法を地域として明確にし、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び一層の低コスト化を図り、輸入品との競合、消費者・実需者ニーズの多様化、価格の低迷、農業者の高齢化等現在の畑作物をめぐる厳しい環境に対応できる生産・流通・加工体制の整備を推進した。

イ そば、いぐさ、こんにゃく芋等地域特産物

地域特産物について、安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るために、既存産地を中心に低コスト化等の高生産産地の育成、中小産地を中心に付加価値の向上や特産ブランド産地の確立、さらに新技術、新品種及び新作物の導入等により産地の改善・形成を通じた地域特産産地の育成を推進した。

また、いぐさについては輸入品に対抗しうる国内生産体制の確立を推進した。

(3) 特定畑作物等対策

特定畑作物等（雑豆、落花生、こんにゃく芋、かんしょ及びばれいしょ並びにこれらの加工品）について、消費動向の調査、新規用途の開発・普及等を推進した。

10 蚕糸業振興対策

(1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしてきている。

しかしながら、近年、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、景気の低迷の長期化等により需要が減退する中で、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕従事者の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低迷等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成15年の主産地（群馬県他14県）収繭量は765.0 t（前年比12%減）であり、蚕期別にみると春繭は306.4 t（前年比5%減）、初秋繭は209.5 t（前年比9%減）、晩秋繭は249.2 t（前年比21%減）であった。

イ 生糸需給

平成15生糸年度（平成15年6月～平成16年5月）の生糸供給量は、国内生産4,517俵（前年比24%減）、輸入量3万411俵（同0.3%減）の合計3万4,928俵（同4%減）、需要量（国内生糸引渡数量）は3万3,458俵（同6%減）であり、生糸の年度末在庫は2万1,754俵（同19%減）となり、生糸価格は平均で2,550円/kg（同6%下落）であった。

(2) 養蚕振興対策

絹需要の減退、輸入絹製品の増加など我が国蚕糸業が厳しい状況におかれている中で、養蚕産地の維持・発展を図るため、農業生産総合対策事業において、効率的な繭生産体制の構築による高生産性養蚕産地の育成、コーディネーターを核とした消費者・実需者との連携システムの構築や新製品の開発等によるブランド産地の育成、他作物との合理的な組み合わせによる複合経営の高度化の推進等を実施した。

(3) 蚕糸業経営安定対策

ア 取引指導繭価の確保

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」（昭和26年法律第310号）により、

(ア) 生糸の実需者輸入割当枠の弾力的調整等による生糸需給の安定

(イ) 国費及び輸入糸調整金を活用した事業団交付金の交付事業の実施

を通じて、養蚕農家の手取り繭代である取引指導繭価を確保し、蚕糸業の経営の安定化を図ることとしている。

平成15生糸年度の取引指導繭価等については、平成15年2月に以下のとおり設定した。

取引指導繭価	1,518円／生繭kg
基準繭価（製糸支払繭代）	100円／生繭kg
実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み	4万俵
輸入糸調整金単価の水準	330円／生繭kg
下位指標価格	3,100円／生糸kg
上位指標価格	4,900円／生糸kg

この結果、年間平均の繭の取引価格は1,765円/kg（平成14年度1,825円/kg）となった。

イ 養蚕文化継承対策

和装文化等我が国伝統文化の継承・地域対策の観点から明確な目標を持って養蚕産地育成に取り組む地域における稚蚕共同飼育による養蚕作業の省力化・効率化対策を、新たに実施した。

(4) 繭・生糸の国境措置

ア 繭の輸入

平成7年4月からのWTO協定実施に伴い、繭については事前確認制から関税割当制度に移行し、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案し割当を行っている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ、需給動向に応じて設定しており、平成15年度の関税割当枠は、1,995 tと設定した。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げられ、基準額2,968円/kgに対し平成15年度は2,523円/kgが適用された。

イ 生糸の輸入

生糸については、平成7年度に関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなったが、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。

平成15生糸年度は実需者輸入割当枠3万2,000俵、輸入糸調整金単価は年間を通じて330円/kgが適用された。

なお、生糸の二次税率については、6年間で15%引き下げられ、基準額8,209円/kgに対し平成15年度は6,978円/kgが適用された。

(5) 農畜産業振興事業団の運営

ア 運営概況

農畜産業振興事業団蚕糸部門については、「行政改革プログラム」（平成8年12月閣議決定）に即して、平成9年度から大幅な合理化を行っており、平成15年度の蚕糸部門定員は、9年度に比べて15人減の6人となった。

さらに、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）に即して、平成15年9月に事業団は解散され、同事業団蚕糸部門の定員、事業（生糸の短期保管を除く。）等は同年10月に設立された独立行政法人農畜産業振興機構に承継された。

イ 事業実績

平成15事業年度の事業実績は次のとおりである。

なお、実績には事業承継後の機構分が含まれる。

(ア) 生糸輸入調整業務

a 生糸の売渡し	6,077俵
b 輸入申告に係る買入れ、売り戻し	
買入、売戻数量	31,454俵
実需者輸入分	31,454俵
一般輸入分	0俵

(イ) 繭糸生産流通合理化等助成事業

a 生糸等需要増進事業	8,924万円
b 生糸調整保管事業	65万円
c 蚕糸業経営安定対策事業	126,059万円
d 養蚕文化継承対策事業	8,271万円
e 蚕糸業振興対策事業	14,093万円
f 製糸工場再編整備等事業	1,678万円

11 砂糖類対策

(1) 砂糖の需要及び価格の動向

ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3年までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降加糖調製品の輸入の増加、消費者の低甘味嗜好等を背景として消費が減少傾向にあり、平成14砂糖年度（14年10月～15年9月）の需要量は230万tとなった。

これに対する供給量は、てん菜糖、甘しや糖を合わせた国内産糖が87万5千t、輸入甘しや糖が148万tとなっている。

国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、生育期における高温・少雨により生育は停滞気味であったが、その後好天に恵まれたことから、産糖量は72万1千t（対前年比5万8千t増）となった。

また、甘しや糖は、さとうきびの作付面積が鹿児島県、沖縄県ともに増加しているものの台風による被害及び干ばつの影響から単収が低くなり、産糖量

は14万3千t（対前年2万7千t減）となった。

イ 糖価の動向

国際糖価は、依然として世界の高い在庫率が解消されない状況から、低水準で推移している。14砂糖年度平均のニューヨーク相場（粗糖、現物）は、ポンド当たり8.01セントとなった（前年度7.58セント）。

一方、国内糖価は、国際糖価の影響はあるものの、平成6年4月以降、四次にわたる粗糖関税の引下げ等により、近年は低下傾向で推移してきており、14砂糖年度における卸売価格はkg当たり123円（東京市中相場）となった（前年度121円）。

(2) 糖価調整制度

近年、国際糖価が低位で安定している状況の下、消費者・ユーザーからの内外価格差の縮小に対する要請の高まり、砂糖需要の減少に伴う輸入粗糖（国内産糖の価格支持財源を負担）の減少等の課題に対応するため、平成11年に「新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱」を策定し、これに即して、「砂糖の価格安定等に関する法律」及び「農畜産業振興事業団法」を一部改正し、平成12年10月から新制度を開始した。

新制度の概要は以下のとおりである。

ア 国内糖価（砂糖卸売価格）の引き下げによる砂糖需要の維持・増大を図る。

イ 消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給する。

ウ 輸入糖等と国内産糖の適切な価格調整をおこなうとともに、市場原理の円滑な活用を図りつつ、てん菜・さとうきび生産者の経営安定および砂糖製造事業の健全な発展を図る。

これに従い、改正された主要事項は次のとおりである。

(ア) 輸入糖の価格を適正な水準に安定させるための指標となる安定上下限価格を廃止する。

(イ) 国内産糖の価格支持について、事業団が買入れ・売り戻しを行う方式を、国内産糖製造事業者に対し砂糖年度毎に定められる交付金単価により産出される交付金を交付する方法に改める。

(ウ) 最低生産者価格の算定方法については農業パリティ指数を基準として算定する方法から甘味資源作物の生産費、その他の生産条件、砂糖の需給事情等を参酌して算定する方法に改める。

(3) 砂糖の価格調整

ア 国内産糖合理化目標価格等

15砂糖年度に適用される国内産糖合理化目標価格等については、「砂糖の価格調整に関する法律」（昭

和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。）
第 3 条、第 9 条、第11条及び第15条の規定に基づき、
次のとおり定められた。

国内産糖合理化目標価格 t 当たり15万400円
（15年 9 月12日農林水産省告示第1410号）
指定糖調整率 33.77%
（15年 9 月12日農林水産省告示第1411号）
異性化糖調整基準価格 t 当たり17万1,465円
（15年 9 月12日農林水産省告示第1412号）
異性化糖調整率 11.25%
（15年 9 月12日農林水産省告示第1413号）

イ 最低生産者価格

平成16年には種されたてん菜の最低生産者価格については、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖分が16.7度以上17.0度以下のものに対応する最低生産者価格が1 t 当たり 1 万6,760円と定められた（15年10月20日農林水産省告示第1698号）。また、16砂糖年度に収穫されるさとうきびの最低生産者価格は、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖度が13.7度以上14.3度以下のものの価格として1 t 当たり 2 万240円とされた（15年10月20日農林水産省告示第1699号）。これらの最低生産者価格のほかに、農業経営基盤強化特別対策により、てん菜については16億2,200万円、さとうきびについては3億6千万円が措置された。

ウ 国内産糖交付金単価

糖価調整法第21条第2項の規定に基づき、15砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

てん菜糖
てん菜原料糖以外のもの t 当たり 8 万2,312円
（前年度 8 万5,177円）
てん菜原料糖 t 当たり 8 万9,424円
（前年度 8 万9,800円）
（15年10月20日農林水産省告示第1700号）

甘しゃ糖

鹿児島県さとうきび生産振興地域
t 当たり20万5,421円
（前年度20万7,903円）
沖縄県さとうきび生産振興地域
沖縄本島において製造されるもの
（沖縄本島内において販売されるものを除く）
t 当たり20万3,321円
（前年度20万6,153円）
沖縄本島以外の地域（南大東島及び北大東島を除く。）において製造されるもの

t 当たり20万7,771円
（前年度21万0,703円）

南大東島及び北大東島において製造されるもの
t 当たり21万1,121円
（前年度21万3,953円）

沖縄本島内において製造されるもののうち、沖縄本島内において販売されるもの
t 当たり20万2,421円
（前年度20万4,853円）
（15年10月20日農林水産省告示第1701号）

(4) いも、でん粉対策

ア でん粉の需給

14でん粉年度（14年10月～15年 9 月）におけるでん粉の需要量は、300万 0 千 t（前年度300万 6 千 t）となった。

また、供給については、国内産いもでん粉の生産がかんしょでん粉7万8千 t（前年度7万1千 t）、ばれいしょでん粉が24万6千 t（前年度22万7千 t）となり、コーンスターチ252万4千 t（前年度253万1千 t）、輸入でん粉14万7千 t（前年度15万1千 t）、小麦でん粉2万6千 t（前年度2万7千 t）を加えたでん粉の総供給量は、302万1千 t（前年度300万7千 t）となった。

イ いも、でん粉対策

(ア) 農産物価格安定法（昭和28年法律第225号）第5条第1項の規定に基づき、15年産の原料用かんしょ及びばれいしょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。

a かんしょ及びばれいしょの原料基準価格
（15年 4 月17日農林水産省告示第687号）
かんしょ t 当たり 2 万5,098円
（前年度 2 万5,173円）
ばれいしょ t 当たり 1 万3,690円
（前年度 1 万3,840円）

b 買入基準価格
（15年10月20日農林水産省告示第1702号）
かんしょ平切干 t 当たり 9 万7,766円
（前年度 9 万8,049円）
かんしょでん粉 t 当たり13万8,296円
（前年度 13万8,516円）
ばれいしょでん粉（精粉）
t 当たり 10万7,993円
（前年度 10万8,308円）
ばれいしょでん粉（未粉）
t 当たり 10万7,013円

(前年度 10万7,328円)

(イ) また、かんしょの取引指導価格を3万1,160円/t（うち奨励金5,820円/t）と定めた。

(ウ) 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱き合わせにより消化に努めた。

ウ ぶどう糖の生産及び価格の動向

14砂糖年度におけるぶどう糖の生産量は8万4千t（うち、規格ぶどう糖6万8千t）であり、価格は106.3円/kg（含水結晶ぶどう糖、東京市中相場）であった。

エ 異性化糖の生産及び価格の動向

14砂糖年度における異性化糖の生産量は76万8千t（標準異性化糖ドライベース）であり、価格は74.0円/kg（果糖55%もの、東京市中相場）であった。

第4節 農業生産資材対策

1 農業生産資材費低減対策

肥料、農薬及び農業機械の関係業界団体、農業団体及び都道府県が平成13年に改定した新たな「農業生産資材費低減のための行動計画」の実施を図るため、進捗状況等の自己点検・評価を踏まえた具体的取組について推進指導を行った。

また、都道府県において、資材費低減推進モデル地区を設置し、一貫パレチゼーション等の導入推進、汎用性肥料の活用による銘柄の集約化、農業機械銀行等による農業機械の効率化の推進等メニュー事業の有機連携による総合的な農業生産資材費低減対策を推進した。

その他インターネットを活用した農業生産資材情報センター等を通じ品質、流通、利用技術等の資材情報の提供を行った。

特に、農業機械については、農業機械の利用の効率化を図るため、農作業受委託の斡旋及び新規受託者等に対する研修を行うとともに、農作業受委託調査、リース・レンタル農業機械のニーズ調査、作業受委託計画の策定、リース・レンタル農業機械の貸与等を推進した。

また、農業機械の長期利用を図るため、機械の点検整備セミナーの開催、インターネット等を活用した中古農業機械の情報提供等を推進した。

2 農業機械化対策

(1) 地域における効率利用の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する観点から、農作業の外部化による労働ピークの調整と機械利用の合理化を推進するため、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成に必要なオペレーターの技能講習、地域の作業請負調整等を推進するとともに、農業機械・施設等の条件整備を推進した。

(2) 検査・鑑定

ア 農機具の検査

「農業機械化促進法」（昭和28年法律第252号）の規定に基づき、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）において農機具型式検査を次のとおり実施した。

表9 農機具型式検査の合格型式数

スピードスプレー	1型式
コンバイン（自脱型）	1型式
ポテト・ハーベスター	1型式
農用トラクター（乗用型）用安全	
キャブ及び安全フレーム	27型式
計	30型式

イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止等に資するため、生研センターにおいて、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については、24機種133型式、②任意鑑定については、7機種18型式、③OECDテストについては、1機種2型式の鑑定を実施した。

(3) 農業機械の開発・実用化の促進

ア 生研センターにおける研究開発

(ア) 基礎・基盤研究事業

果菜類ロボット収穫技術など、将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する研究を実施した。

表10 基礎・基盤研究事業において実施した研究課題

- (1) 地球温暖化抑制のための研究開発
- (2) 環境汚染防止のための研究開発
- (3) 新種苗生産システム実用化のための技術開発
- (4) インテリジェント化・ロボット化のための技術開発
- (5) 農作物の高品質化のための技術開発
- (6) 次世代の農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発

- ア 人・機械共生型機械システム
- イ センサ技術の融合による生育環境・作物情報検出技術
- ウ 農作業事故分析・シミュレート技術

(イ) 次世代農業機械等緊急開発事業

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」(平成15年7月17日農林水産省告示第1048号)に基づき、農業の構造改革の加速化、安全で安心な農畜産物の供給、持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

表11 次世代農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題
試験研究の対象とすべき高性能農業機械

(1) 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する機械

野菜、果樹等機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、既存の機械化一貫体系の高度化及び中山間地域における農業の労働負担の軽減に資する高性能農業機械

- ア 野菜接ぎ木ロボット用自動給苗装置
- イ 追従型野菜運搬車
- ウ 汎用型飼料収穫機
- エ 低振動・低騒音型刈払機
- オ 中山間地域対応型防除機

(2) 安全で安心な農畜産物の供給に資する機械

農畜産物の生産過程における高度な品質管理及び生産、流通及び消費の過程における情報の管理に資する高性能農業機械

- ア 生体情報測定コンバイン
- イ 牛体情報モニタリングシステム
- ウ 乳頭清拭装置

(3) 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する機械 環境と調和した生産、地域資源の循環利用に資する高性能農業機械

- ア 環境保全型汎用薬液散布装置
- イ いも類の収穫前茎葉処理機
- ウ せん定枝粉碎搬出機
- エ 高精度固液分離装置
- オ 品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置
- カ 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置

イ 高性能農業機械実用化促進事業

平成5年度から高性能農業機械実用化促進事業を

実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成15年度は、農業機械等緊急開発事業及び21世紀型農業機械等緊急開発事業により開発された42機種 of 農業機械及び農業機械化適応農業資材の共通金型の賃貸等を行った。

(4) 農業機械化研修

平成15年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおり。

ア 農林水産省・独立行政法人研修	384名
イ 指導員（都道府県、市町村、農業関係団体職員等）養成研修	112名
ウ 特別研修	70名
エ 合同開催研修（ア及びイ合同開催分）	58名
計	624名

(5) 農業資材審議会農業機械化分科会

平成15年5月23日に農業機械化分科会基本方針部会が開催され、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」の改定について、諮問・答申がなされた。

また、平成15年12月9日に農業機械化分科会検査部会が開催され、平成16年度における農機具の型式検査の種類（10機種）について、諮問・答申がなされた。

3 種 苗 対 策

(1) 新品種の保護

ア 種苗法の一部改正

種苗法に基づく植物新品種保護制度（品種登録制度）は、農林水産植物の育種の振興を図るために、植物の新品種の保護に関する国際条約の内容に対応した制度であり、昭和53年の制度発足から現在まで、我が国の育種の振興に大きな役割を果たしている。平成10年には、近年のバイオテクノロジーの進展や国際的な状況の変化に対応し、育成者の権利の拡大等の措置を講ずるため、種苗法の全部改正がされたところである。

しかしながら、近年、登録された新品種の種苗が権利者に無断で利用され、その収穫物が市場に出回ることにより、植物の新品種の育成者権が侵害される事態が増加してきたことから、育成者権の保護の強化を図ることを目的として、平成15年の第156回国会において、種苗法の一部を改正した（同年7月8日施行）。主な改正の内容は、①種苗を用いることにより得られる収穫物について育成者権を侵害した者を罰則の対象に追加すること、②法人による育成者権の侵害に対する罰則を、一億円以下の罰金に強化することである。

また、平成15年3月に、関税定率法が一部改正され、育成者権侵害物品が同法の輸入禁制品とされ、税関による水際取締りの対象となった（同年4月1日施行）。農林水産省は、育成者権侵害物品の水際取締りが適切に行われるよう、財務省・税関と協力している。

イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成16年3月末の出願累計は17,083件、登録累計は12,053件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、表12の通りであるが、草花類、観賞樹がその約8割を占めている。

ウ 種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施に当たり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成15年度は、(注)日本種苗協会等に対し、食用作物2、果樹3、草花類4、観賞樹3、きのこ1の計13種類について、種苗特性分類調査を委託するとともに、(株)種苗管理センターにおいて、草花類13、観賞樹2の計15種類について、新規植物特性調査を実施した。

エ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、(株)種苗管理センター等において試験を行うほか、出願品種の区別性、均一性、安定性の有無について調査を行うこととしている。平成15年度は(株)種苗管理センターにおいて、食用作物

3品種3点、野菜23品種23点、草花・観賞樹499品種499点、特殊検定10品種16点の計525品種541点について栽培試験を実施したほか(株)種苗管理センターが青森県ほか10県に栽培試験を委託し果樹7品種10点、草花23品種23点、きのこ3品種3点の計33品種36点について実施した。

オ 審査基準国際統一委託事業

1998年のUPOV（植物新品种保護国際同盟）新条約の発効による新たな同盟国の急激な増加、さらに、保護対象植物の拡大による新規植物の出願の増加等今後ますます審査業務が増大する傾向にある中で、審査期間の短縮が緊急に解決すべき課題になっている。

我が国は気候条件等が異なることから独自の審査基準を採用してきたが、新植物の出願の急激な増加やアジア地域の同盟国の増加に伴い、我が国の審査基準をUPOVテストガイドライン（TG）に統一し、試験方法及び審査機関の機能を改善することが緊急に必要となった。

このため、稲等我が国農業において重要で緊急度の高い植物に絞って我が国の審査基準をUPOVTGに統一するとともに戦略的に必要となる基準をUPOVTGに盛り込むこととし、これにより、栽培試験データや審査結果の国際間の交換が可能となり、審査期間の短縮が図られるとともに、優良な品種の導入及び品種開発の促進等を通じてわが国種苗産業の活性化が推進され、農業生産の振興に資する。

平成15年度においては、(注)農林水産先端技術産業振興センターに委託し、アルストロメリア、カラン

表12 出願・登録状況

区 分 作物分野	出 願 品 種 数			登 録 品 種 数		
	14年度末	15年度	計	14年度末	15年度	計
食 用 作 物	843	56	899	682	27	709
工 芸 作 物	140	11	151	121	4	125
桑	17	0	17	17	0	17
野 菜	1,112	55	1,167	873	25	898
果 樹	964	43	1,007	727	28	755
飼 料 作 物	204	8	212	169	10	179
草 花 類	9,647	844	10,491	6,638	436	7,074
観 賞 樹	2,506	243	2,749	1,816	154	1,970
林 木	30	1	31	27	1	28
海 藻	4	0	4	4	0	4
きのこ類	336	19	355	281	13	294
計	15,803	1,280	17,083	11,355	698	12,053

(注) 1. 旧法による出願を含む。

2. 登録後に取り消された品種は登録品種数に含まれている。

コエ、大豆、ペゴニア、ペチュニア、ゆりの計 6 種類の種類別審査基準について、改定に向けた調査を実施した。

(予算額 1,130万 5 千円)

カ 審査円滑化推進事業

審査の効率化、迅速化を図るため、出願品種及び既存品種の品種特性、品種名称情報を集積するとともにデータの共有を図る必要がある。

このため、データベースソフト及びパソコンを活用した審査体制を構築し、出願品種及び既存品種のデータの集積を行った。

(予算額 505万 9 千円)

キ 育成者権管理対策事務費

近年、品種登録制度における出願・登録件数の増加に対応するため、出願・登録関係書類の整理、保管、検索等の一層の効率化や国内外関係者に対する品種登録情報を提供するためのホームページの充実等、情報処理システムの整備を図ってきた。

(予算額 2,753万 5 千円)

ク アジア地域植物品種保護制度総合支援事業

アジア地域における植物品種保護制度の導入を促進するため、当該諸国を対象とする制度の普及・啓蒙等を目的としたアジア地域技術会合および国別セミナーを UPOV が行うための拠出を行った。

(予算額 1,411万 9 千円)

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗検査等

(ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、平成15年度には67件（新規25件、変更25件、廃業17件）であった。

(イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、（独）種苗管理センターにおいて、平成15年度には以下のとおり種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を実施して、優良種苗の普及促進を図った。

- a 指定種苗について、種苗法に基づき表示検査 19,948点、集取試料の検査3,764点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査 188点、種子検査3,470点、病害検査147点
- b 種苗業者等からの依頼種子について、国際種子検査協会が定める国際種子検査規定に準拠し、種子検査と農産種子検査報告書の発行755件、国際種子検査報告書の発行306件
- c 輸出用種子について、EC 向け輸出野菜種子

の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、集取種子の事後検定12点

d 園芸用備蓄種子について、園芸種子需給安定措置要綱に基づき合格適否検査185点(4.2万ℓ)

イ 高機能種苗生産・流通システム確立促進事業

培養苗低コスト安定生産システム実用化技術開発促進事業

健全・無病な苗の安定供給を図るため、培養苗低コスト安定生産システムの実用化技術開発を推進した。

(予算額 1,714万 5 千円)

ウ 優良な原原種・原種の生産及び配布

（独）種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種等の生産及び配布(平成15年度配布実績：馬鈴しょ1,358t、さとうきび237万本、茶樹3万本)を行った。

第 5 節 持続性の高い農業生産の推進

農業が本来有する自然循環機能を十分に発揮させ、その持続的な発展を図るため、土づくりを基本とした持続性の高い農業生産の推進、環境負荷低減に向けた施肥・防除等の推進、環境負荷低減に資する技術開発・普及を行うとともに地力増進対策を行った。

1 持続性の高い農業生産の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、土づくりと化学肥料・農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定の促進を図った。全国環境保全型農業推進会議によるエコファーマーマークの公表等により制度の周知が進み、15年度末の認定件数は約4万8千件に達した。また、資源循環型農業確立支援事業等により土づくり、休閑緑肥作物の導入等に関する調査、普及等への支援を行った。

2 環境負荷低減に資する技術開発・普及

いも類の機械茎葉処理や農薬の飛散防止のための機械・技術の開発、生物系農薬の実用化を促進する基盤技術の開発のほか、環境保全的かつ省力的な養液栽培技術の開発を行った。

また、窒素肥料のは場における物質収支や環境負荷に対応した農作業体系の実践及び確立等、環境負荷低減のための農業現場で適応可能な技術確立の実証を行

った。

さらに、作物・土壌の状態を高精度に把握する先進的な計測技術の開発、肥料・農薬の使用量を低減する革新的技術開発等により、環境負荷低減に資する技術開発・普及を推進した。

このほか、使用済農業生産資材の適正処理等による環境負荷の低減を図るため、全国規模で適正処理に向けた普及啓発運動の推進、再生品の新規用途開発等を行うとともに、都道府県において処理適正化に向けた関係者の協力体制の確立、廃棄物の処理・減量化計画の策定、農協等を核とした回収・処理システムの構築等を推進した。

3 地力増進対策

我が国の農地の土壌は、その半分が地力水準の低い、いわゆる不良土壌であることから、これらの地域の作物の生産と土壌機能の維持・増進のための地力増進対策が必要となっている。

また、近年、化学肥料の過剰施用及び土づくりの減退による、土壌のもつ多面的な機能の低下が懸念されている。

このため、「地力増進法」（昭和59年法律第34号）に基づく地力増進地域の対策調査及び改善状況調査を行うとともに、地力増進地域における、土壌・土層改良等の土壌機能を維持・増進するための対策等を行った。

さらに、土壌機能の実態把握調査及びそれを踏まえたたい肥や化学肥料の適正使用に関する指針の策定、現場における土壌管理の指導等を支援するためのシステムの開発を行った。

第6節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産物価格等部会

(1) 畜産物価格等部会の設置

平成13年3月に開催された第1回食料・農業・農村政策審議会生産分科会において、畜産物価格等部会（以下「価格等部会」という。）が設置された。

(2) 価格等部会の所掌事項

価格等部会は、以下の事項を所掌することとされている。

ア 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、畜産の生産振興に関する施策に係るもの（基本的な事項に係る企画を除く。）の調査審議。

イ 飼料需給安定法、畜産物の価格安定等に関する法

律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び肉用子牛生産安定等特別措置法の規定により審議会の権限に属するとされた事項の処理。

(3) 価格等部会委員の構成

平成15年度の価格等部会の委員、臨時委員及び専門委員は以下の通りである。

（委員）

生源寺 眞 一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

増 田 淳 子 ジャーナリスト

（臨時委員）

足 立 己 幸 女子栄養大学教授

石 川 郁 子 食と生活ジャーナリスト

犬 伏 由利子 消費科学連合会副会長

今 克 枝 酪農自営業

遠 藤 幸 男 肉用牛自営業

大 野 晃 (社)日本乳業協会会長

大 野 建 三 全国農業協同組合連合会常務理事

岸 康 彦 (財)日本農業研究所研究員

木 村 春 雄 (社)全国肉用牛協会副会長

手 塚 基 文 協同組合日本飼料工業会会長

土 井 邦 雄 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

内 藤 廣 信 (社)中央畜産会常務理事

中 村 祐 三 全国農業協同組合中央会常務理事

松 木 篤 美 主婦連合会常任委員

山 口 義 弘 北海道農業協同組合中央会副会長

吉 田 小夜子 養豚自営業

吉 野 直 行 慶應義塾大学経済学部教授

（専門委員）

秋 岡 栄 子 経済エッセイスト

伊 藤 研 一 (社)日本食肉加工協会理事長

江 藤 源 哉 (社)全国農協乳業協会会長

小 林 信 一 日本大学教授

菅 野 茂 東京大学名誉教授

寺 内 正 光 (社)日本食肉市場卸売協会会長

福 岡 伊三夫 全国食肉事業協同組合連合会会長

福 原 利 一 (社)全国和牛登録協会会長

矢 野 史 子 近畿大学教授

山 角 誠 飼料輸出入協議会副理事長

山 田 豊 全国農業会議所常任参事

吉 濱 彰 啓 全国開拓農業協同組合連合会専務理事

（五十音順、敬称略）

(4) 第1回価格等部会

平成16年2月25日に開催された第1回価格等部会に

おいては、最近における畜産の一般情勢について意見交換が行われた。

(5) 第 2 回価格等部会

平成16年 3 月18日に開催された第2回価格等部会において、「平成16年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記 1)、「平成16年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記 2)、「平成16年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記 3)について審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記 4)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、16年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、3 月31日に告示された(別記 5)。

(別記 1)

15生畜第4946号

平成16年 3 月18日

食料・農業・農村政策審議学会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第 1 項の規定に基づき平成16年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき平成16年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記 2)

15生畜第4949号

平成16年 3 月18日

食料・農業・農村政策審議学会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第 5 条第 1 項の規定に基づき平成16年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定め

るに当たり留意すべき事項について、同条第 7 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記 3)

15生畜第4948号

平成16年 3 月18日

食料・農業・農村政策審議学会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第 3 条第 1 項の規定に基づき平成16年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記 4)

15食農審第85号

平成16年 3 月18日

農林水産大臣 亀井 善之 殿

食料・農業・農村政策審議会

会長 八木 宏典

答 申

平成16年 3 月18日付け15生畜第4946号で諮問があった平成16年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成16年 3 月18日付け15生畜第4948号で諮問があった平成16年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成16年 3 月18日付け15生畜第4949号で諮問があった平成16年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。
- 2 豚肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算

に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

- 3 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件、需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成16年度につき試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

(別紙)

建 議

I 酪農・食肉共通

- 1 本年12月から流通段階で開始される牛肉トレーサビリティ制度を始めとするトレーサビリティシステムを活用し、適正な表示の徹底を推進するとともに、生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。
- 2 意欲のある担い手の確保・育成を図るとともに、酪農ヘルパーの利用拡大や肉用牛ヘルパーの普及定着等を図ること。
- 3 家畜排せつ物法に基づく管理基準の適用猶予期限の到来を踏まえ、施設の整備を一層促進するとともに、地域の実態に応じた家畜排せつ物の処理・再資源化、たい肥の利用の促進を図ること。
- 4 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図るため「飼料増産推進計画」の下、適切な草地更新、耕畜連携による稲わらや飼料用稲の有効利用、コントラクター組織の育成等の対策の実施により自給飼料の生産利用の拡大を図ること。さらに、飼料安全対策の充実・強化を図ること。
- 5 牛海綿状脳症（BSE）について、清浄化の達成に向け、死亡牛のBSE検査による浸潤状況のより正確な把握、感染原因・経路の究明に努めること。
- 6 科学的見地に基づき肉骨粉の有効利用を図ること。また、食の安全・安心のための措置に要する経費の現在の負担の在り方について見直しを検討すること。
- 7 関連対策については、政策目的、達成度を踏まえ、適宜見直すとともに、その実施に当たっては、透明性の確立、適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 脱脂粉乳の在庫が過去最高水準に達するといった需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の改善

を図るため、需給情報の的確な提供、脱脂粉乳の新規用途の開拓、脱脂濃縮乳、チーズ等の消費拡大に努めるとともに、需要に見合った生乳生産体制を確立すること。

- 2 牛乳・乳製品は、多様な栄養素をバランスよく含む優れた食品であることから消費者の食品の機能性に対する関心の高まりを踏まえて消費の拡大に努めること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、酪農・乳業の経営基盤の強化を通じて国際競争力の向上を図るため、乳製品工場の再編合理化等各般の施策を推進すること。
- 4 土地利用型酪農推進事業については、飼料基盤に立脚し、畜産環境問題にも適切に対応し得る酪農経営を育成する観点から、今後ともその在り方について見直しを行っていくこと。

III 食肉関係

- 1 肉用牛生産基盤の整備や養豚経営の経営安定のための対策の継続実施により、地域における多様な取組等への支援を通じて、生産コストの低減を図ること。
- 2 海外との交流機会の増大にかんがみ、国内防疫措置及び輸入検疫措置をより強化し、効果的かつ効率的な家畜防疫体制を構築すること。また、国、地方自治体、生産者等の関係者が連携して豚コレラ等の防疫を推進し、家畜衛生の維持・向上を図ること。
- 3 牛肉の生産から流通・消費の各段階において個体識別番号等を正確に伝達するためのトレサビリティ制度について、流通実態を踏まえ、十分な普及・啓発を図りつつ、円滑な導入を図ること。

(別記5)

農林水産省告示第839号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成16年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成16年3月31日

農林水産大臣 亀井 善之

一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

2,100千t

二 加工原料乳の補給金単価

単 位	補給金単価
1 キログラム	10.52円

農林水産省告示第568号

畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成16年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成16年3月31日

農林水産大臣 亀井 善之

1 畜産物の価格安定に関する法律施行規則(昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。)第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

(1) 皮はぎ法により整形したもの

安定基準価格	365円
安定上位価格	480円

(2) 湯はぎ法により整形したもの

安定基準価格	340円
安定上位価格	445円

2 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

安定基準価格	780円
安定上位価格	1,010円

農林水産省告示第569号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成16年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成16年3月31日

農林水産大臣 亀井 善之

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	1 頭につき、 304,000円
褐毛和種	1 頭につき、 280,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1 頭につき、 200,000円
乳用種の品種	1 頭につき、 129,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	1 頭につき、 175,000円

農林水産省告示第570号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成16年3月31日

農林水産大臣 亀井 善之

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	1 頭につき、 267,000円
褐毛和種	1 頭につき、 246,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1 頭につき、 141,000円
乳用種の品種	1 頭につき、 80,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	1 頭につき、 135,000円

2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令(昭和63年政令第347号)附則第4項の農林水産大臣が定める期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

15年度においては、国際約束に基づくカレントアクセス分としてバター9,328t(入札重量ベース)の輸入業務を委託し、前年度繰越分5,241t(受渡重量ベース)を5月に、15年度分のうち4,905t(受渡重量ベース)を11月に、305t(売渡重量ベース)を12月に売渡した。売買同時入札方式によりホエイ及び調製ホエイは、3,633t(受渡重量ベース)の売買を実施した。

また、機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は673tとなった。

イ 指定食肉

指定食肉の15年度における卸売価格は、牛肉についてはおおむね安定上位価格を上回って推移した。

また、豚肉については、冷夏等の影響により軟調に推移し、11月に入って安定基準価格を下回って推移したことから11月末に調整保管を実施した。12月以降は、米国 BSE 発生、国内外の鳥インフルエンザ発生に伴う牛肉・鶏肉の代替需要により、堅調に推移した。

ウ 鶏卵

15年度の鶏卵の卸売価格は、前年度を大幅に下回

って推移したが、調整保管は実施していない。

(2) 債務保証業務

15年度の期首保証残高は、運転資金に係る保証3,000万円（1件）であった。期中における新規保証額はなく、3,000万円の償還があったことから、9月末の補償残高はなかった。なお、10月以降は新たな債務保証を行わないこととなったことから、債務保証業務は15年度で終了。

(3) 助成業務

ア 学校給食用牛乳供給事業

15年度の学校給食用牛乳供給事業については、学校給食用牛乳の供給の合理化、衛生水準の向上、酪農・乳業に関する普及啓発等の取組に対して20億2,389万円の助成を行った。

イ 畜産業振興事業

15年度の価格関連対策等に係る畜産業振興事業については、畜産環境対策事業、加工・流通・消費拡大対策事業、経営対策事業等53事業に対し、補助事業として1,358億4,151万円の助成を行った。また、BSE 関連対策に係る畜産業振興事業については、10事業に対して394億3,970万円の助成を行った。

(4) 加工原料乳生産者補給金交付業務

15年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量210万tに対し、210万tを対象に225億5,400万円（単価10円74銭/kg）を交付した。

(5) 加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施

平成13年度から実施された新たな乳製品・加工原料乳に係る制度においては、加工原料乳の価格は市場実勢を反映して形成されることとなる一方、生乳の生産は乳製品の需給及び価格の変動に機敏に対応できないことから、急激な生乳需給の緩和等により、加工原料乳の価格に大幅な変動が生じるおそれがある。

このため、新たな加工原料乳生産者補給金制度を補完するため、加工原料乳の価格が低下した時に補てん金を交付するための原資となる基金の積み立てを行う事業を実施したところである。

平成15年度については、24億8,458万円を交付した。

(6) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

15年度の生産者補給金は、「その他肉用専用種」については6,005頭を対象に1億6,769万円、「乳用種」30万3,531頭を対象に242億4,325万円、合計244億1,094万円を交付した。

(7) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び

需給等に関する情報を収集・整理し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットや通信衛星等を利用した情報提供を行うとともに、食に関するフォーラムを開催した。この経費の総額は3億4,992万円であった。

第7節 酪農対策

1 牛乳乳製品の需給

14年度の牛乳乳製品の需給については、生乳生産は北海道での搾乳牛頭数の増加、暑熱対策など増産対策の効果等により、13年度を0.8%上回り838万tとなった。飲用牛乳等向け処理量は、表示の見直し等を背景に牛乳の需要が回復したこと等から、13年度を2.9%上回った。乳製品向け処理量は、12年度を2.1%下回った。脱脂粉乳については、加工乳等の原料としての需要が減少したことから、在庫は増加した。バターについては、小口業務用を中心に需要が比較的堅調であったこと等から、在庫は減少した。

15年度については、生乳生産は、都府県で生産量が減少したが、北海道で前年に引き続き搾乳頭数が増加したこと等により14年度を0.3%上回り840万tとなった。牛乳等向け処理量は、14年度の堅調な牛乳消費の要因となった新製品効果が一巡した事などにより14年度を1.8%下回った。これに伴い、乳製品向け処理量は、14年度を3.6%上回った。脱脂粉乳については、加工乳等の原料としての需要が引き続き低調だったことと生産量の増加により在庫は増加した。バターについては業務用を中心に引き続き需要が堅調だったものの、生産量も増加したことから在庫は増加した。

2 牛乳乳製品の流通調査

(1) 牛乳乳製品生産費調査

乳業に係る諸施策の推進に資するため、飲用牛乳及び主要乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳）を製造している主要な工場を対象として、製品別の処理及び加工に要した経費等（原材料費、製造関係経費、一般管理費、販売費及び支払利子）について、上期・下期の2回調査を行った。

(2) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の補給金単価の算定基礎とするとともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団体及びその傘下の団体で集送乳事業を行っている生産者団体並びに生乳の集送乳事業を行っている工場

牛乳乳製品生産費調査の対象となっていない工場を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集送所経費を、また、団体については、生乳販売手数料も併せて、8月及び2月の年2回の調査を行った。

(3) 牛乳販売店価格動向調査

飲用牛乳等の小売機構とその実態を把握し、小売段階における流通合理化、小売価格の適正化及び消費拡大の推進に資するため、全国の牛乳小売店1,200店舗余を対象として、種類別・販売先別販売数量、販売店の従業員の労力状況、経営状況等を調査した。

(4) 乳製品流通価格調査

酪農行政に必要な生産から消費に至る流通段階別の価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格を調査した。

(5) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情を把握するため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量を調査した。

3 生乳取引・流通改善対策

生乳流通の広域化に対応した集送乳の一層の合理化、的確な生乳需給調整・計画生産等の円滑な推進、乳質基準・規制等の運用改善と普及定着及び生乳取引方法の改善等を図るため、生乳乳製品流通対策事業として、都道府県、指定生乳生産者団体及び中央酪農会議等に対して指導及び助成を行った。

ア 地方公共団体等

(ア) 生乳需給調整推進

都道府県は、指定生乳生産者団体の生乳需給の安定、生乳取引の改善等を図るため、会議の開催、調整指導、調査等を実施した。

また、都道府県の下で指定生乳生産者団体は、生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化及び生乳取引の改善等の円滑な推進を図るための会議の開催、調整指導、調査等を行った。

(イ) 広域乳質検査体制整備

都道府県等が行う生乳検査組織の在り方の検討並びに広域指定生乳生産者団体の下での広域乳質検査体制の整備に対し助成した。

イ 民間団体事業

中央酪農会議は広域指定生乳生産者団体の生乳需給の安定、集送乳の合理化等を図るため、生乳の受託販売・計画生産の効果的な実施のための指導並びに乳質基準・規制等の運用改善と普及定着の取組を推進し、牛乳乳製品の需給調整対策及び広域指定生

乳生産者団体等が行う生乳取引価格交渉のための基本情報の収集・分析・提供のための体制整備とその公表等による透明性の高い適正な生乳取引の推進を行った。

4 乳業及び流通の合理化対策の概要

ア 乳業再編総合対策推進

乳業の再編・合理化を推進するため、乳業再編全国協議会を開催し、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即した乳業再編全国計画の策定・指導等を行った。また、地域ブロック・都道府県における乳業の再編・合理化を推進するため、乳業再編ブロック協議会及び乳業再編都道府県協議会において、乳業再編ブロック計画及び都道府県再編計画の策定・指導等を行うとともに、セミナーの開催等を行った。

イ 乳業再編整備等対策事業

(ア) 乳業施設再編合理化対策

乳業の再編・合理化を促進するとともに、牛乳・乳製品の安全性の確保を図るため、乳業の集約化による効率的かつ衛生的な乳業施設の整備を行った。

(イ) 広域需給調整施設整備事業

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、需給調整拠点施設等の整備を行った。

5 乳製品に係る関税相当量の削減等

ガット・ウルグアイ・ラウンド（UR）農業合意においては、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、平成7年度から平成12年度までの6年間の実施期間において実施することとされた。

乳製品に関しては、これまで、

ア すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を実施期間の平成12年度までに最低の削減率である15%の削減を実施するとともに、

イ 現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち農畜産業振興事業団（15年10月からは飼養畜産業振興機構）による輸入分は生乳換算で13万7千tを毎年輸入してきたところであり、実施期間終了後の平成15年度も、平成12年度の関税相当量及びアクセス水準を維持している。

6 新たな酪農・乳業対策大綱

我が国の酪農は、食生活の多様化等による需要の増

大を背景として順調な発展を遂げ、我が国農業の基幹的部門に成長し、国民生活に欠かせない牛乳・乳製品の安定供給という基本的な使命に加え、地域社会の活力維持、国土や自然環境の保全等多様かつ重要な役割を果たしてきた。

一方、我が国の社会経済が大きな変革期に直面している中で、農政についても、社会情勢の変化や国際かの進展に対応し、抜本的に見直すことが求められており、平成11年7月には、21世紀に向けた食糧・農業・農村政策の基本指針となる食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が施行されたところであり、また、平成12年3月には、基本法に掲げられた理念や施策の基本方向を具体化した「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。

このような中で、畜産行政に関しても、農政改革の一環として、酪農・乳業に係る各般の施策を見直し、需給の安定を図りつつ、市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成を実現することを通じ、川下のニーズに応じた生産・供給が行われるようにするとともに、意欲ある担い手の経営安定に十全を期すなど、総合的な施策体系を構築することとした「新たな酪農・乳業対策大綱」を平成11年3月に策定した。

これを受けて、牛乳・乳製品の価格政策については、市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成の実現及び酪農経営の安定の確保を図るため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）を改正し、安定指標価格、基準取引価格等の廃止と加工原料乳生産者補給金の算定方法の見直しを内容とする新たな制度を導入した。また、新たな制度の導入に伴い、加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格下落時にその低下額の一定割合を、生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする仕組みを創設した。

また、価格政策の見直しのほか、「主要な改革の方向」として位置付けた、経営体・担い手対策、生乳流通対策及び乳業再編・合理化対策については、関係者による検討を踏まえ、所要の予算措置を講じた。

さらに、「改革を推進するための条件整備」として位置付けた畜産環境対策、自給飼料の増産、家畜改良の推進・飼養管理技術の高度化、牛乳・乳製品の流通・消費対策、生産資材費低減対策については、所要の法整備、予算措置を講じた。

引き続き、本大綱及び基本計画等に沿った施策の着実な推進を図ることとしている。

第8節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛肉（15年度）

国内生産は、国内 BSE 発生後の出荷自粛の反動等により増加した14年度を下回って推移したことから、前年度をやや下回る35万3千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、11月まで概ね前年度を上回って推移していたが、12月以降の米国 BSE 発生による米国産牛肉の輸入停止の影響等により、年度全体では前年度をわずかに下回る52万t（部分肉ベース）となった。なお、冷蔵品については4～6月の輸入量が第1四半期の関税の緊急措置の発動基準数量を超えたため、8月より同措置が発動された。

卸売価格は、前年が低水準であったことにくわえ、12月以降の米国 BSE 発生による米国産牛肉の輸入停止の影響等により、前年度を上回って推移し、年度全体では前年度をかなり上回った。

小売価格（東京）は、国産牛肉「肩肉」「ロース」、輸入牛肉「ロース」とともに前年度をやや上回った。

(2) 豚肉（15年度）

国内生産は、前年度をわずかに上回る89万2千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、おおむね前年度並みで推移したが、米国 BSE 発生、国内外の鳥インフルエンザ発生に伴う牛肉・鶏肉の代替需要により増加し、前年度をやや上回る77万9千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、冷夏等の影響により軟調に推移し、11月に入って安定基準価格を下回って推移したことから11月末に調整保管を実施した。12月以降は、米国 BSE 発生、国内外の鳥インフルエンザ発生に伴う牛肉・鶏肉の代替需要により堅調に推移したが、年度全体では前年度をやや下回った。

小売価格（東京）は、国産豚肉「肩肉」については前年度をわずかに下回り、「ロース」についてはわずかに上回った。

(3) 鶏肉

15年度の国内生産量は、前年並みの124万t（骨付きベース）となった。

15年度の輸入量は、主要輸入先国（タイ、中国等）における高病原性鳥インフルエンザ発生による輸入一時停止措置が講じられたことにより、前年度をかなり下回る43万t（実量ベース）となった。

表13 食肉・鶏卵の需給の推移

		(枝肉ベース、単位：t、%)						
区分		牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	鶏肉	合計	鶏卵
10年度	生産量	530,612	1,291,562	7,707	281	1,211,772	3,041,934	2,536,035
	輸出入量	419	36	0	0	3,493	3,948	96
	輸出入計	973,987	803,132	21,062	55,974	590,601	2,444,756	103,654
	指数	1,504,180	2,094,658	28,769	56,255	1,798,880	5,482,742	2,639,593
	構成比	249.4	128	32.1	35.6	150.2	148.8	129.3
11年度	生産量	(27)	(38)	(1)	(1)	(33)	(100)	
	輸出入量	544,446	1,276,264	7,333	272	1,212,559	3,040,874	2,539,437
	輸出入計	1,099	83	0	0	4,103	5,285	325
	指数	975,137	952,995	18,588	50,008	650,272	2,647,000	119,066
	構成比	1,518,484	2,229,176	25,921	50,280	1,858,728	5,682,589	2,658,178
12年度	生産量	251.8	136.2	28.9	31.8	155.2	154.2	130.2
	輸出入量	(27)	(39)	(0)	(1)	(33)	(100)	
	輸出入計	521,117	1,255,941	7,072	265	1,196,630	2,981,025	2,535,444
	指数	99	282	0	0	3,153	3,534	211
	構成比	1,054,879	951,696	15,260	44,794	685,593	2,752,222	120,727
13年度	生産量	1,575,897	2,207,355	22,332	45,059	1,879,070	5,729,713	2,655,960
	輸出入量	261.3	134.9	24.9	28.5	156.9	155.5	130.1
	輸出入計	(28)	(39)	(0)	(1)	(33)	(100)	
	指数	470,033	1,231,488	6,079	270	1,216,416	2,924,286	2,519,088
	構成比	587	537	0	0	2,834	3,958	210
14年度	生産量	867,914	1,033,809	14,611	44,480	701,790	2,662,604	114,484
	輸出入量	1,337,360	2,264,760	20,690	44,750	1,915,372	5,582,932	2,633,362
	輸出入計	221.8	138.4	23.1	28.3	159.9	151.5	129.0
	指数	(24)	(41)	(0)	(1)	(34)	(100)	
	構成比	519,665	1,245,765	7,175	191	1,229,089	3,001,885	2,529,424
15年度 (概数)	生産量	60	123	0	0	2,646	2,829	1,898
	輸出入量	762,874	1,067,861	9,457	43,262	661,960	2,545,414	119,618
	輸出入計	1,282,479	2,313,503	16,632	43,453	1,888,403	5,544,470	2,647,144
	指数	212.7	141.4	18.5	27.5	157.7	150.5	129.7
	構成比	(23)	(42)	(0)	(1)	(34)	(100)	
15年度 (概数)	生産量	504,628	1,273,953	7,436	173	1,238,888	3,025,078	2,525,228
	輸出入量	190	90	0	0	2,695	2,975	2,156
	輸出入計	742,993	1,112,421	11,657	38,914	584,722	2,490,707	110,466
	指数	1,247,431	2,386,284	19,093	39,087	1,820,915	5,512,810	2,633,538
	構成比	206.8	145.8	21.3	24.7	152	149.6	129.0
	構成比	(23)	(43)	(0)	(1)	(33)	(100)	

資料：農林水産省「食肉流通統計」「鶏卵プロイラー流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉、七面鳥を含む。羊肉には山羊肉を含む。

3：平成6年度より輸入量には加工調整品等を含む。

4：計は生産量－輸出入量。

5：指数は55年度を100とした指数であり、同欄の（ ）は合計を100とした品目別構成比である。

6：平成15年度は概数値。

卸売価格は、もも肉については、前年度を大幅からかなり下回る水準で推移し、16年1月の国内外での高病原性鳥インフルエンザ発生以降、更に下回った。一方、むね肉については、14年度前半がBSE代替需要により好調だったことの反動で、15年4月から6月は前年度を大幅に下回って推移した後、15年7月以降は前年度をかなり上回る水準で推移し、16年1月以降の海外での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、タイ、中国等で輸入一時停止措置が講じられたことから、更に上回る水準となった。

(4) 鶏 卵

鶏卵の国内生産は、10年度は生産縮小等によりわずかに減少したが、11年度以降はほぼ前年度並みに推移しており、15年度は252万5千tであった。

卸売価格は、12年5月以降、生産量がわずかに増加傾向で推移したこと、需要が低迷したこと等から低水準で推移しているが、15年度価格(全農東京 M サイズ)は、140円/kg(対前年比81.4%)と前年度を大

幅に下回って推移した。

2 食肉等の流通対策

(1) 国産食肉産地体制整備

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の高度に衛生的な設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センター及び食鳥処理施設の整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

(2) 家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、零細な家畜市場を計画的に再編・移転整備し、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適切な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

(3) 鶏卵等衛生処理流通施設整備事業

近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、鶏卵についても消費者ニーズに対応し衛生的な生産・供給体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、鶏卵等の衛生的流通・処理のために必要な施設等の整備を行った。

表14 食肉加工品生産量の推移

	(単位：千t)			
	ハム	ベーコン	ソーセージ	計
9年度	152(98)	79(101)	301(99)	532(99)
10年度	152(100)	77(98)	295(98)	525(99)
11年度	153(101)	77(100)	294(100)	525(100)
12年度	149(97)	78(100)	292(99)	519(99)
13年度	146(98)	76(98)	297(102)	518(100)
14年度	138(95)	73(96)	288(97)	498(96)
15年度	139(101)	71(98)	284(99)	494(99)

資料：生産局「食肉加工品生産量調査報告」

(注) ()内は前年度比(%)である

3 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づいて、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を2年度より実施するとともに、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降は、補てん財源の一部を助成している。

表15 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位：円)

	牛 肉		豚 肉		鶏 肉		鶏 卵	
	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格
7	999 (99)	391 (100)	475 (105)	161 (101)	221 (99)	107 (98)	197 (117)	296 (107)
8	1,132 (113)	395 (101)	486 (102)	160 (99)	230 (104)	109 (102)	204 (104)	305 (103)
9	1,158 (102)	413 (105)	483 (99)	166 (104)	231 (100)	114 (105)	191 (94)	306 (100)
10	1,047 (90)	403 (98)	455 (94)	161 (97)	234 (101)	116 (102)	170 (89)	283 (93)
11	1,044 (100)	397 (99)	444 (98)	157 (98)	237 (101)	116 (100)	200 (118)	315 (111)
12	1,126 (108)	394 (99)	440 (99)	156 (99)	238 (100)	116 (100)	185 (93)	310 (99)
13	727 (65)	422 (107)	498 (113)	159 (102)	239 (100)	120 (103)	164 (89)	300 (97)
14	928 (128)	433 (103)	469 (94)	161 (101)	241 (101)	125 (104)	172 (105)	—
15	1,030 (111)	454 (105)	431 (90)	159 (99)	240 (100)	124 (100)	140 (81)	181 —
15.1	965 (222)	448 (106)	387 (82)	164 (105)	248 (100)	126 (99)	141 (91)	181 —
2	1,047 (291)	461 (108)	416 (80)	159 (99)	246 (100)	128 (102)	179 (96)	197 —
3	989 (276)	470 (111)	435 (87)	159 (100)	245 (99)	126 (100)	176 (100)	200 —
4	1,001 (156)	471 (111)	422 (81)	161 (103)	243 (102)	126 (102)	161 (99)	193 —
5	926 (130)	460 (110)	442 (75)	156 (99)	240 (100)	124 (99)	144 (92)	182 —
6	958 (162)	453 (107)	520 (90)	157 (98)	239 (100)	125 (102)	131 (87)	175 —
7	1,016 (113)	452 (109)	505 (94)	158 (97)	239 (100)	124 (101)	120 (86)	169 (94)
8	997 (102)	448 (107)	385 (75)	161 (96)	239 (100)	123 (98)	127 (85)	169 (90)
9	1,011 (100)	458 (106)	394 (82)	158 (96)	239 (100)	122 (98)	157 (80)	189 (90)
10	1,054 (95)	438 (102)	380 (102)	161 (99)	239 (100)	122 (98)	158 (81)	199 (92)
11	1,030 (85)	443 (103)	359 (86)	160 (100)	239 (100)	126 (102)	166 (83)	196 (94)
12	1,156 (118)	461 (109)	455 (114)	160 (98)	242 (98)	125 (101)	156 (73)	194 (89)
16.1	1,105 (115)	456 (102)	459 (119)	160 (98)	240 (97)	125 (99)	95 (67)	157 (87)
2	1,035 (103)	453 (98)	527 (127)	158 (99)	240 (98)	124 (97)	127 (71)	171 (87)
3	1,080 (117)	456 (97)	507 (117)	158 (99)	239 (98)	124 (98)	133 (76)	177 (89)

資料：卸売価格は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵・ブロイラー流通統計」、但し鶏肉は「日本経済新聞」。

小売価格は総務省「小売物価統計報告書」。

注1：()内は対前年比(%)。

2：卸売価格は東京における1kg当りの価格であり、15年12月は速報値。

3：鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

4：小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉及び豚肉は肩肉、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。但し、

鶏卵は平成14年7月にMサイズ1kgからLサイズ10個へ基本銘柄の改正があり、14年平均及び14年7月～15年6月の価格は前年と連続しないため前年比は算出してない。

第9節 畜産経営対策

1 畜産振興対策事業

(1) 畜産経営活性化事業

ア 条件整備

新規就農希望者のための研修施設の整備、離農跡地及び後継者不在経営の施設等の条件整備、酪農経営におけるは育育成部門の外部化のための施設等の整備、地域の核となる協業法人経営体の育成や地域内一貫生産体制の確立等のための共同利用施設の整備並びに畜産物の高付加価値化を図るための施設等の整備を行った。

イ 事業推進

(ア) 地方公共団体事業

- a 新規就農者を養成する研修施設の運営の安定化、研修プログラムの策定、研修受入れ先の認定、新規就農資格者の認定、経営継承マップの作成
- b 多様な継承方式に沿った資産継承の仲介、施設の買入れ、経営移譲者に対する賃借料一括前払いの促進及び新規就農者が確保されるまでの保全管理
- c 酪農経営におけるは育育成部門の外部化の推進
- d 地域の核となる協業法人経営体育成のための検討、設立、経営安定化のための指導等
- e 酪農及び耕種地域における肉専用種繁殖基盤拡大の推進
- f 畜産物の高付加価値化を図るための計画策定を行った。

(2) 地域畜産総合支援体制整備事業

ア 条件整備

酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等の支援組織（以下「支援組織」という。）の再編・統合のため必要となる施設機械の整備を行った。

イ 事業推進

a 畜産総合支援組織の設立推進

支援組織の再編・統合のため必要となる調整・検討等を行う協議会等の開催、新たな対象作業・対象畜種に対応するための技術習得を行った。

b 経営技術の高度化推進

畜産経営体の経営・生産技術の高度化を図るための畜産経営体自らによる経営改善の取組への支援、地域における相談・指導窓口の設置、各分野

の専門家からなるコンサルタント団の設置、経営体のレベル等に応じた畜産経営技術支援指導の実施、インターネットによる畜産情報提供、指導用資料の作成等を行った。

c 畜産情報ネットワーク（LIN）推進事業

畜産に関する情報を総合的に提供するため、機器の整備やプログラムソフトの開発を図ると共に、研修会を開催し、提供体制の効率化及び内容の充実性を図った。

d 生産・経営技術の普及

低コスト生産技術、経営合理化技術を実践する経営を調査し、これらの技術の交流を図るため、畜産経営者協議会の開催、畜産経営技術指標の整備・技術指導資料の配布を行った。

e 畜舎建築に係る関連基準の検討

建築コストを低減するため、経営や地域の実態に即した畜舎等の関連基準の検討、建築部材の構造・強度等に係る調査・試験、畜舎設計に係る指導資料の作成等を行った。

f 畜産経営の総合的な改善を図るための指導等

基礎的な経営・財務管理指導、土地・施設等を円滑に経営継承を行うための経営・財務等に係る特別相談活動及び経営を中止する畜産経営を継承した新規就農者等が早期の経営安定を図るための経営・技術指導等を行った。

2 耕畜連携・資源循環総合対策 （うち畜産関係）

(1) 資源循環型農業確立支援事業

ア 条件整備

家畜排せつ物の適切な処理及び耕種経営との連携による合理的な家畜排せつ物処理利用を推進するための施設機械等の整備を行った。15年度は106地区で実施した。

イ 事業推進

(ア) 家畜排せつ物処理利用施設の整備状況等の調査の実施、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。)に基づく整備目標及び整備計画の策定、苦情発生経営体における環境規制項目等の検査・技術指導等を行った。15年度は、47県で実施した。

(イ) 市町村等が畜産環境保全確立推進協議会を開催し、畜産経営に対する畜産環境保全に関する講習会開催、相談及び指導活動等を行った。15年度は199市町村で実施した。

(ウ) 家畜排せつ物処理技術実用化調査委員会を開催

し、成分調整等たい肥化処理技術、浄化処理技術、脱臭処理技術等の実証調査及び飼料作物等への適切なたい肥の施用基準の策定等に係る実証調査等を行った。15年度は、12県で実施した。

3 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、平成14年度においては、畜産関係で139億円(利子補給承認ベース)が融資された。

これは農業近代化資金融資額の26.2%を占めており、13年度の融資額176億円に比べて37億円減少した。

この内訳をみると、畜舎等の施設に対する融資額は20億1,100万円減少して44億4,200万円に、農機具等に対する融資額は1億800万円減少して10億4,300万円に、家畜の購入についての融資額は11億7,500万円減少して83億2,700万円に、家畜の育成についての融資額は4億3,900万円減少して7,700万円であった。

表16 農業近代化資金融資実績

		(単位：百万円)		
区 分		12年度	13年度	14年度
畜 産 関 係				
施 設 等		8,138	6,453	4,442
農 機 具 等		1,892	1,151	1,043
家 畜 購 入		9,508	9,502	8,327
(うち肥育素畜等)		8,089	7,277	6,999
家 畜 育 成		532	516	77
(うち肥育牛)		491	484	49
そ の 他		17	6	0
小 計		20,087	17,628	13,889
農業近代化資金総額		90,992	79,986	52,935

表17 農業近代化資金による家畜購入等の内訳

		(単位：百万円)		
区 分		12年度	13年度	14年度
家畜導入資金				
乳牛		1,093	1,837	1,110
乳牛以外の牛		200	381	163
豚		126	6	55
馬、めん羊、山羊		0	0	0
肥育牛		7,906	7,242	6,939
肥育豚		0	0	0
鶏		183	5	60
特用家畜		0	4	0
計		9,508	9,502	8,327
家畜育成資金				
乳牛		14	21	22
繁殖豚		0	3	0
繁殖用肉牛		27	8	6
肥育牛		491	484	49
計		532	516	77

(2) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備に必要な資金を融通する畜産経営環境調和推進資金が創設された。

15年度の融資実績は16件、24億8,600万円であり、その内訳は、処理高度化施設6億8,200万円、共同利用施設18億400万円であった。

(3) 農業経営基盤強化資金

(スーパーL資金)

6年度に創設された本資金は経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金の融通を行った。

15年度の畜産関係融資実績は、1,220件377億円で、前年度とほぼ同額であった。

また、畜産関係融資は融資額全体の62.8%を占め、その内訳は、酪農30.2%、肉用牛8.9%、養豚14.8%、養鶏8.3%であった。

(4) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に、農業改良資金のうち合理的な農業の生産方式を図るための資金(生産方式改善資金)に組み入れられ、その後、61、元、4、7、13年度には、資金内容の拡充が図られた。

しかしながら、14年度には、分かりやすく、使いやすい資金制度とするための各種制度資金の抜本的見直しにより、国が指定する特定の農業技術を導入するための資金から、担い手の創意工夫により高リスク農業にチャレンジするための資金に変更され、それに伴い、畜産振興資金等の作目別資金は廃止された。また、都道府県からの直接貸付けに加え、民間金融機関からの貸付けを追加するとともに、民間金融機関からの貸付については、農業信用基金協会による債務保証の対象とするなどの措置が講じられた。

第10節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策事業

(1) 乳用牛改良増殖推進

ア 乳用牛群検定普及定着化

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的利用を促

進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るため、普及率の一層の拡大と牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

15年度末現在、46都道府県で、合計11,191戸の農家の553,442頭の牛が能力検定に参加しており、検定頭数でみた普及率は50.9%であった。

イ 乳用種雄牛後代検定推進

乳用種雄牛後代検定事業は、昭和59年度から牛群検定農家を活用したフィールド方式により全国統一で実施してきたが、改良速度をさらに向上するためには、候補種雄牛の質的向上を図り、成績上位の検定済種雄牛を少数精鋭で利用する必要があることから、より高能力が期待できる候補種雄牛185頭を2期に分けて調整交配するとともに、検定済種雄牛については、総合指数上位40位の利用を推進した。また、改良体制の強化を図るためにインターブルの行う種雄牛の国際評価に参加した。

なお、国内で供用されている種雄牛は、ほぼすべてが本事業による検定済種雄牛となっている。

ウ 自動搾乳システム定着化推進

自動搾乳システムにおける個体能力検定手法を確立し、自動搾乳システムを用いた酪農経営における生産性向上を図るため、自動搾乳データ分析検討会及び地方技術検討会の開催、モデル農家等からのデータ収集・分析、自動搾乳システムに適した泌乳能力の検定手法・遺伝的能力評価への活用・地域における定着化の推進についての検討等を実施した。

(2) 肉用牛改良増殖推進

肉用牛の育種改良体制の強化を図るため、優良な育種資源の広域的な利用と全国規模での評価体制の確立により、優良な種雄牛の作出を図る事業を24道県で実施した。また、候補種雄牛生産等のための優良な繁殖雌牛群の整備を図る事業を38道県で実施した。

(3) 豚改良増殖推進

豚の育種改良を促進するため、肉質、発育性及び斉一性の高い系統の造成、系統豚の最適組合せを明らかにするための組み合わせ検定及び造成完了系統の維持基準に即した能力・血統管理を実施するとともに、遺伝的能力評価を推進するための技術検討会等の開催、優良種豚の貸付け等を全国21県で実施した。

(4) 馬改良推進

農用馬の改良増殖を図るため、馬産技術の向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交

配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業を、5道県において実施した。

(5) 鶏改良推進

鶏の改良増殖を図るため、高品質鶏作出のための銘柄鶏・在来鶏等の改良、高品質鶏系統の特性調査、優良な組合せを選定するための組合せ検定、作出された実用候補鶏についての農家段階における性能調査試験を実施するとともに、育種改良関連新技術の実用化の促進、作出された高品質鶏の増殖普及を図るための、飼養者に対する巡回指導、飼養管理に関する研修会の開催等を20県において実施した。

(6) 家畜導入

畜産経営の安定と資源の維持・拡大等を図るため、市町村、農業協同組合等が繁殖牛（肉用牛、乳用牛）を計画的に導入するために導入家畜の購入資金に係る金利相当額等を助成する基金を造成する事業を実施した。

ア 肉用牛群整備

肉用牛の産肉性等経済能力向上及び斉一化の促進並びに肉用牛資源の維持・拡大を図るため、農業協同組合、農業協同組合連合会及び公社が事業実施主体となって、肉用繁殖雌牛の牛群を整備・増殖する意欲を有する者に一定期間（育成牛5年、成牛3年）貸し付けて適正に飼養管理させた後、その者に譲渡する事業を実施した。

イ 高品質生乳生産牛群整備

酪農経営の合理化及び高品質生乳の安定的生産等を図るため、牛群検定事業により能力の判明した乳用牛群から生産された優良な乳用雌牛を、酪農家に一定期間（3年間）貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

(7) 沖縄肉用種雄牛導入事業

離島が多く人工授精の普及が困難である沖縄県の肉用牛の改良増殖を図るため、沖縄県外から優秀な種雄牛を購入し、農協等に貸付ける事業を実施した。

(8) 種畜検査

家畜改良増殖法第4条に基づき全国的に実施される種雄畜の定期検査は、乳用牛、肉用牛、馬及び人工授精に供用する豚について行われた。

2 畜産新技術実用化対策事業

(1) 大規模酪農繁殖ほ育システム定着化推進

大規模経営におけるほ育労働の省力化を図るためのほ乳ロボットを核とした自動ほ育システムの実用化及び大規模経営に適した繁殖管理技術の定着化を図るた

め、次の事業を実施した。

ア 自動ほ育システム定着化

ほ乳ロボットを活用した新たなほ育・育成技術について技術的検討を行うのに必要な施設を整備し、地域の状況にあった利用法等の普及推進のための技術的検討及び事例調査を行い、マニュアル作成等を行った。

イ 大規模酪農繁殖管理技術普及

地域の獣医師、家畜人工授精師等からなる指導チームによる農家指導、繁殖関連新技術の普及推進、事例調査、技術的検討マニュアル作成等を行った。

(2) 家畜個体識別情報活用促進

ア 耳標装着・移動報告の励行や飼料給与台帳への記載等を指導し、農家自らが給与飼料の内容を流通業者や消費者等の求めに応じて発行できる体制を整備した。

イ 牛を対象とする飼料の抽出検査等を行い、給与飼料の管理が適正に行われていることを確認した。

ウ 農家等で整備した飼料給与台帳を基に飼養給与履歴等の付加価値情報を収集し、消費者等が個体識別データベースの個体識別情報検索からこれら情報を検索できる「飼養管理情報提供データベース」を構築し、給与飼料情報等の提供を開始した。

さらに、「飼養管理情報提供データベース」に「製造飼料データベース」をリンクさせ、給与した飼料の製品名から原材料名等を検索できるシステムを構築した。

エ 農協等の既存システムの牛個体情報を個体識別番号と共有させるシステム（人工授精システム）を作成し、個体情報の有効活用を図るモデル実証を行った。

(3) 受精卵移植普及定着化

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着化を図るため、技術者養成のための研修・巡回指導等を11県で実施するとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために、各都道府県畜産試験場が連携して共同試験を行う事業を26府県で実施した。また、優良な種雌豚の効率的利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる、豚の受精卵移植に必要な器具機材などの整備、実用化試験を実施した。さらに、酪農及び肉用牛経営の収益性の向上に結びつくと期待される家畜受精卵を用いた雌雄産み分け技術及び核移植技術について、技術者を養成するための技術講習会の開催、技術向上のための技術検討会、産子についての調査等を22県で行うとともに、受胎率向上を図る取り組み等を全国5県の畜産試験場で実施した。

(4) DNA 育種基盤確立

バイオテクノロジーの進展の中で、DNA 解析技術の利用による育種・改良技術の飛躍的向上が期待されている。

このため、疾病記録、血統記録等基礎情報を整備・分析するとともに、疾病記録、検定成績等の明らかな家畜のDNA（血液等）の確保・分析を進め、DNA 育種の基盤を整備した。

ア 家畜の疾病記録及び血統記録解析

血統的に疾病に強い家畜を選び出すため、疾病記録及び血統記録を収集・整理し、疾病と血統の相関関係を分析するとともに、DNA を確保し、これまでに判明しているDNA型について疾病との関連性の分析を4道県で実施した。

イ 検定家畜等のDNA確保・解析

DNA型を利用した肉質等の遺伝的改良を進めるため、検定家畜等のDNAを確保するとともに、これまでに判明しているDNA型について経済形質との関連性の分析を17県で実施した。

ウ マーカーの効果検証

イで特定されたDNAマーカーの汎用性及び相互作用効果の検証を3道県で実施した。

(5) 稲発酵粗飼料活用肥育技術確立

稲発酵粗飼料の利用拡大を図るため、肉用牛肥育における給与時期や給与量の検討、肉質・増体等への調査を行い、体系的な技術として確立するための共同試験を2県で実施し、事業推進のための推進会議の開催、技術の普及のための技術マニュアルの作成を行った。

3 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進することを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための特別研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

15年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理（Ⅰ）（Ⅱ）、国際化対応、畜産情報処理、草地・飼料 A,B、畜産会計、畜産経営診断、畜産施設・機械、肉用牛、畜産環境保全（Ⅰ）（Ⅱ）、畜産経済、酪農、畜産新技術 A,B、養鶏、養豚、畜産物の安全性 A,B、牛個体識別・トレーサビリティ、時事問題（Ⅰ）（Ⅱ）の各部門（23講座）について短期研修（各 2～12 日間延べ114日）を実施し、合計748名が受講した。

第11節 飼 料 対 策

1 自給飼料対策

草地開発整備対策

(1) 草地開発整備関係調査

ア 草地整備等技術指針作成調査

草地の開発・整備に関する技術的課題の解決及び事業コストの縮減に資する技術の評価導入等に取り組み、その成果を「草地開発整備事業計画設計基準」等に反映させるための調査を実施した。

（予算額 6,170万円）

イ 草地整備等基礎調査

草地開発整備事業等を巡る情勢の変化に伴う新たな課題について対応策を見だし、事業制度への迅速な反映等を図るための調査、検討等を行うこととし、これに必要な調査を実施した。

（予算額 5,330万円）

ウ 土地資源活用飼料基盤拡大基本調査

飼料生産基盤の面的拡大のため、飼料供給源となりうる土地資源について、活用の実態を調査し、利用上の権利調整等の問題について解決策を検討するとともに、飼料基盤としての利用を図るための基本構想及び整備手法を策定するための調査検討を 5 地区で実施した。

（予算額 7,500万円）

エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見だし、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査を 7 地区で実施した。

（予算額 1 億500万円）

オ 草地基盤再編整備基本調査

土地利用の集積・団地化を通じた草地等飼料生産

基盤の拡大と再編整備を推進するため、基本構想の策定等を行う調査を 4 地区で実施した。

（予算額 6,000万円）

カ 中山間地域活性化畜産基盤整備調査

畜産振興を核とした中山間地域の活性化を図るため、畜産と他分野との連携・協調による畜産基盤の整備と生活環境の改善を一体的に推進する構想を策定し、畜産基盤の多面的な機能の活用の可能性、手法、対策等についての調査を 2 地区で実施した。

（予算額 4,000万円）

キ 草地開発基本調査（補助調査）

草地開発等の適地を選定するため、草地の造成改良可能面積が10ha（沖縄 5 ha）以上存在すると認められる地域において、都道府県が草地の開発、利用の方式を明らかにする草地利用方式調査及び土壌の理化学的諸性質、植生等を明らかにする土壌調査を 1 地区（国庫補助金500万円（補助率50%以内））で実施した。

ク 公共牧場開発整備基礎調査（補助調査）

公共牧場の建設が周辺環境におよぼす影響等の事前調査（設置基礎調査）及び既存牧場の有効利用を図るための対策調査（再編整備調査）を実施し、適切な開発方式と牧場間の機能分担方式等による再編整備についての検討を 1 地区（国庫補助金500万円（補助率50%以内））で実施した。

ケ 草地整備改良事業調査（補助調査）

飼料基盤等の土地利用集積の促進、大型機械による効率的な作業が可能な基盤の整備等による粗飼料の低コスト生産を推進するため、飼料基盤の整備に係る基礎調査、農地流動化に関する農家の意向調査及び事業構想の策定等を 5 地区（国庫補助金2,500万円（補助率50%以内））で実施した。

コ 畜産経営環境整備基礎調査（補助調査）

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、畜産経営環境整備事業の指針とするため、畜産経営の概況、家畜排せつ物の処理状況等を、特に家畜排せつ物の土壌還元による環境汚染の防止と土地生産力の維持増強を推進する観点から、調査を 2 地区（国庫補助金1,000万円（補助率50%以内））で実施した。

(2) 草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を107地区で実施した。（国庫補助金46億5,300万円）

ア 道営草地整備改良事業

北海道において、草地管理利用機械の大型化に対

応して草地畜産経営の合理化及び生産性の向上を図るため、既存の草地の整備改良と、これに関連する草地の造成改良及びこれら草地に附帯する施設の整備を一体的に実施した。

(ア) 事業の規模

事業完了後の受益面積が500ha(中山間地域にあっては250ha)以上(このうち、飼料生産基盤として一体的に利用される輪作畑については、その面積の1/3を受益面積として算定することができる(ただし、受益面積の20%以内))

(イ) 補助率50%

イ 都道府県営公共牧場整備事業

公共牧場の利用の高度化を図るため、集約草地への転換等牧場の整備を総合的に実施した。

(ア) 事業の規模

- a 既存草地面積が100ha(60ha)以上、ただし北海道にあっては250ha(150ha)以上、中山間地域(北海道除く)にあっては50ha(30ha)以上
- b 造成改良又は整備改良される草地面積30ha(20ha)以上、ただし北海道にあっては100ha(60ha)、中山間地域(北海道除く)にあっては15ha(10ha)以上
- c 完成年度から起算して5年以上経過していること
- d 都府県の場合は、複数の市町村を対象として公共牧場の整備利用計画が樹立されていること

(イ) 補助率

内地 50%、1/3
北海道 52%、50%、1/3

ウ 担い手育成草地整備改良事業及び担い手育成草地流動化促進事業

担い手農家への土地基盤の集積、大型機械の効率的な作業が可能な飼料基盤等を整備する事業を実施するとともに、当該事業の農家負担分について無利子資金の貸付け、及びは場の連担化や長期の利用権等設定の促進等を行った。

(ア) 担い手育成草地整備改良事業

- a 事業の規模
 - 次のすべての要件を満たすこと
 - (a) 活性化計画の策定等により地域の基盤集積への取組み等が明らかであること
 - (b) 担い手農家への土地利用の集積(作業委託を含む)の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが確実であること。ただし、その土地利用集積の増加率が20%以上となること。

(c) 事業完了後の受益面積が30ha(北海道200ha)以上であること

b 補助率 50%

(イ) 担い手育成草地流動化促進事業のうち担い手育成草地集積事業

- a 貸付額 対象事業費の10%相当以内
- b 償還期間 25年(うち据置10年)以内
- c 貸付利率 無利子

(ウ) 担い手育成草地流動化促進事業のうち高生産性草地流動化事業

- a 事業の規模
 - (a) 対象事業を実施する区域を含む地区であって、草地面積が45ha(北海道300ha)以上であること
 - (b) 地区面積に対し対象事業を実施する区域の面積が過半を占めていること
- b 補助率 50%

エ 草地林地一体的利用総合整備事業

中山間地域等において、林地や草地等農用地を谷を単位とした土地利用体系に再編整備し、畜産の活用等の促進等効率的な営農体系の構築を行った。

(ア) 事業の規模

- ・対象地域要件：次の全てを満たすこと
 - a 中山間地域関係5法(山振法、過疎法、半島法、離島法、特定農山村法)指定地域であること
 - b 酪肉近代化計画策定市町村であること
 - c 家畜飼養頭数(豚換算)1,000頭以上
 - d 次のいずれかを満たすこと
 - (a) 林野率が75%以上
 - (b) 畑の面積のうち勾配15度以上の面積が1/2以上
 - (c) 田の面積のうち勾配1/20以上の面積が1/2以上
 - (d) 積算気温が著しく低く、かつ大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等
- ・実施地区要件：次のすべてを満たすこと
 - ① 林地と草地等農用地が混在し、これらの土地の一体的再編整備により畜産の利用の促進が見込まれること
 - ② 草地、林地等の受益面積が30ha(林野率が高い地域等にあっては15ha)以上、気候的条件の厳しい地域にあっては60ha以上
 - ③ 受益面積のうち既耕地等の整備面積が1/2以上
- (イ) 補助率 55%、50%

オ 団体営草地開発整備事業

畜産経営の合理化を図るため、地方公共団体等が草地の造成改良、草地及び飼料畑の整備改良、草地保全整備、野草資源及び放牧林地の有効利用を図るための施設整備等を一体的に実施した。

(ア) 事業の規模

次のいずれかを満たすこと

- a 草地又は飼料畑の造成改良面積がおおむね10ha（小規模特定地 5 ha）以上
- b 草地又は飼料畑の飼料基盤としての整備改良面積がおおむね10ha（小規模特定地 5 ha）以上
- c 野草地受益面積がおおむね20ha以上又は放牧林地受益面積がおおむね100ha（肉用牛地区50ha以上）
- d 草地、飼料畑又は野草地の保全整備受益面積が草地及び飼料畑にあってはおおむね10ha（小規模特定地 5 ha）以上、野草地にあっては20ha以上
- e 造成改良又は整備改良される草地（飼料畑及び野草地を含む）の面積がおおむね10ha以上若しくは放牧用道路又は放牧用用水施設に係る受益面積がおおむね20ha以上（公共牧場に限り）
- f 事業の内容が国営草地開発又は都道府県営草地開発計画に基づくものであること

(イ) 補助率

内地	50%、45%、40%、1/3
北海道	55%、50%、45%、1/3
離島・沖縄・奄美	50%、45%、1/3

カ 農業公社牧場設置事業

畜産適地において、高能率な畜産経営の展開を図るため、農業公社が用地を確保して高能率の牧場を建設整備し、これを熱意ある農家等に対し譲渡又は貸付を行った。

(ア) 事業の規模

- a 次のいずれかを満たすこと
 - (a) 草地造成改良面積が10ha（小規模特定地 5 ha）以上
 - (b) 草地造成改良及び整備改良面積の合計が15ha（小規模特定地7.5ha）以上
- b 事業参加者数 5 人以上（特に必要と認める場合にあっては 3 人以上）の個人または 1 人以上の農業生産法人

(イ) 補助率

内地	50%、45%、40%、1/3
北海道	50%、45%、1/3
離島・沖縄・奄美	50%、1/3

(3) 畜産基盤再編総合整備事業

飼料基盤に立脚した効率的な経営体を重点的に育成するとともに、これを核とした畜産主産地の再編整備を図るため、担い手への草地の集積等を図りつつ、草地整備改良等の基本施設整備、農業用施設整備等を68地区（国庫補助金79億1,500万円）で総合的に実施した。

ア 事業の規模

(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)のいずれかの要件を満たすこと

- (ア) 事業参加者が10人（中山間地域 5 人）以上、かつ、畜産飼養頭数（豚換算）2,000頭（中山間地域1,000頭）以上の地区であって、農業経営基盤強化促進基本構想に定める農業経営の指標に合致する経営体等が地区の畜産生産の1/2以上を占めること
- (イ) 草地の造成改良及び整備改良の合計面積が30ha以上、うち離農跡地等の集積又は経営移転に係る土地の合計面積が15ha以上あること
- (ウ) 畜産生産を主体とした活性化構想が樹立されている中山間地域であって、草地の造成改良及び整備改良の合計面積が15ha以上で、地域活性化に資する施設の設置を伴うこと
- (エ) 草地の造成改良及び整備改良の合計面積が30ha（中山間地域15ha）以上、うち放牧に係る土地の面積が15ha（中山間地域7.5ha）以上あること
- (オ) 草地の造成改良及び整備改良の合計面積が20ha（中山間地域10ha）以上、うち水田から草地等への転換に係る土地の面積が10ha（中山間地域 5 ha）以上であること

イ 補助率

内地、北海道	50%
沖縄、奄美	2/3、50%

(4) 畜産環境総合整備事業

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資するとともに、当該地域に賦存する草地等緑資源の多面的機能を活用し、地域住民等の保健保養の増進、都市住民との交流拠点の整備等を図り、もって地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化を図ることを推進するため、資源リサイクル畜産環境整備事業77地区（国庫補助金71億5,000万円）及び草地畜産活性化環境整備事業4地区（2億9,100万円）を実施した。

ア 畜産環境総合整備事業

(ア) 資源リサイクル畜産環境整備事業

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」((平成11年法律第112号)以下「家畜排せつ物法」という。)に即した家畜排せつ物処理施設の整備、たい肥の還元用草地及び周辺環境の整備等の一層の促進による畜産環境問題の解決に加え、家畜排せつ物と生ゴミ、食品加工残さ等地域に賦存する有機性資源のたい肥化、飼料化、エネルギー利用等による地域資源循環利用を推進し、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築に資する総合的な対策を実施した。

(a) 事業規模

- a 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。
- b 事業の実施計画が、「家畜排せつ物法」第8条の規定に基づき都道府県が定める家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に即したものであること。
- c 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭(生産局長が別に定める環境負荷脆弱地域の場合又は、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね1,000頭)以上であること。
- d 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者(農業生産法人又はこれに準ずる法人にあっては、その構成員。以下同じ。)が原則として10人(生産局長が別に定める環境負荷脆弱地域の場合又は、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、5人(農業生産法人又はこれに準ずる法人で共同経営の実態を有するものにあっては1法人))以上であること。
- e この事業により実施する基盤整備費及び施設整備費に係る受益面積が生産局長が別に定める環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね30ha(ただし、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合又は事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、おおむね10ha)以上であること。

f この事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

(b) 補助率

内地、北海道	1/3、45%、50%、55%
離島	1/3、50%、55%、60%
沖縄	1/3、50%、60%、75%

(イ) 草地畜産活性化環境整備事業

生産の現場として利用されている草地等について、その緑のオープン・スペースとしての草地景観等草地の有する多面的機能を活用し、都市住民や地域住民の憩いの場、教育の場として提供するとともに、地域の自然・環境の保全や景観にも配慮した草地整備等を推進するための対策を実施した。

(a) 事業の規模

- a 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。
 - b 草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。
 - c 基盤整備費に係る受益面積がおおむね30ha(ただし、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね10ha)以上であること。
 - d 事業実施地区における事業完了後の草地面積が北海道以外にあっては、おおむね100ha(事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね30ha)以上、北海道にあっては、おおむね300ha(事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね50ha)以上が見込まれる地域であること。
 - e 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭(事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね1,000頭)以上であること。
 - f この事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。
- (b) 補助率
- | | |
|-----|-----------------|
| 内地 | 1/3、40%、45%、50% |
| 北海道 | 1/3、45%、50% |

2 飼料作物生産振興対策

「飼料増産推進計画」の達成に向け、関係者一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備及び飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行い、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上に資するため、畜産振興総合対策事業において、次の事業を実施した。

(1) 自給飼料増産総合対策

ア 条件整備推進型

「飼料増産推進計画」達成のため、

- ① 都道府県及び市町村段階における飼料増産戦略会議の開催、現地指導等の実施
- ② 水田裏、畑等の農地利用集積等を通じた飼料作物の作付拡大
- ③ 飼料生産の組織化、外部化の推進、TMR(完全混合飼料)の生産・供給システム等の確立
- ④ 野草地及び耕作放棄地等未利用地の放牧を主体とした畜産的土地活用による日本型放牧の普及・定着
- ⑤ 飼料生産利用に係る新技術等の確立・普及、青刈りとうもろこし等の国内育成品種の普及
- ⑥ 高能力飼料作物品種の育成・普及、輸入とうもろこし種子の検査体制の整備
- ⑦ 公共牧場の業務分担等を通じた再編、管理運営の改善に関する指導

等の推進並びにこれらの飼料増産に向けた取組に必要な作付条件、機械施設の整備を実施(国庫補助金 8 億 2,200 万円)した。

(なお、機械施設の整備については、認定農業者等における初期投資等の負担を軽減するためのリース事業を含む。)

イ 技術実証促進型

地域の実情に応じた自主的かつ多様な飼料増産への取組を支援するため、飼料増産に意欲的に取り組む先導的な営農集団等が、市町村等の委託を受けて行う、単収の向上、土地利用の高度化等の技術・営農実証を実施(国庫補助金 3 億 4,100 万円)した。

3 耕畜連携による飼料作物生産振興対策

耕畜連携により水田における稲発酵粗飼料や飼料作物の生産拡大、稲わら等の利用拡大を推進するため、耕畜連携・資源循環総合対策事業において、次の事業を実施した。

(1) 耕種作物活用型飼料増産対策

- ① 都道府県及び市町村段階における推進計画の策定

及び事業の進行管理や行動計画の策定

- ② 生産給与マニュアルの策定、飼料成分の分析及び雑草防除技術等に関する調査
- ③ 耕種農家と畜産農家の利用供給契約締結の円滑化のための推進員の設置
- ④ 都道府県における稲発酵粗飼料に適した品種種子の増殖
- ⑤ 実証ほの設置及びほ場残さ等のモデル利用体系の実践

等の推進並びに水田における飼料増産に向けた取組に必要な作付条件、機械施設の整備を実施(国庫補助金 2 億 5,400 万円)した。

(なお、機械施設の整備については、認定農業者等における初期投資等の負担を軽減するためのリース事業を含む。)

4 流通飼料対策

飼料の需給及び価格の安定

(1) 15年度の飼料需給の動向

ア 飼料の総合需給

15年度の飼料の総合需給規模(概算)は、可消化養分総量(TDN)で前年度をわずかに下回る 2,542 t (0.4%減)と見込まれる。その内訳は、粗飼料が 539 万 t、濃厚飼料が 2,005 万 t である。

濃厚飼料のうち輸入によるものは 1,811 万 t、国内産濃厚飼料は 194 万 t と見込まれる。

イ 飼料穀物の国際需給

2003/04年度の世界の粗粒穀物の生産量は、EU-25、中国、ブラジル等で減少が見込まれるものの、米国、インド等で増加が見込まれることから、世界全体では前年を上回る 9 億 72 万 t (対前年比 3.3%増)の見通しである。

また、消費量は、米国、インド、中国等で増加となることから、9 億 3,791 万 t (対前年比 4.1%増)の見通しである。

期末在庫量は、消費量が生産量を上回ることから、1 億 2,821 万 t (対前年比 22.5%減)の見通しである。

ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となるとうもろこしの 2001 年末以降のシカゴ相場は、世界のとうもろこしの需要の増加に伴い在庫率が年々減少傾向で推移する中で、季節変動を繰り返しながら 210 セント/bu 程度で推移していた。

2002 年 5 月以降、米国の主産地における降雨等による作付の遅れや、7 月に入ってから干ばつ等により 9 月には、一時、280 セント/bu を超える水準ま

で上昇した。その後、米国農務省の需給報告により生産量が上方修正されたこと等により下落し、240セント/bu前後で推移した。

2003年5月には、米国の主産地における作付の遅れが懸念され256セント/buまで上昇したが、米国の生産地の天候が良好なことから豊作が見込まれ、一時、205セント/buまで下落した。その後、中国等による需要が堅調なことや在庫水準が低いこと等により上昇傾向で推移し12月には250セント/buまで上昇した。

2004年に入り、米国農務省の1月の需給報告により米国のとうもろこしの生産量が減少し在庫水準が低下すると見込まれたことや中国の輸出動向が不透明なこと等により高騰し、3月には320セント/buを記録した。

エ 配合飼料の需給及び価格の動向

近年、家畜の飼養頭羽数は、横這いないしは減少傾向で推移している。配合・混合飼料の生産量も、昭和63年度をピークに横這いないしは減少傾向で推移しており、15年度は前年度をわずかに上回る2,460万tとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比1.0%増の2,397万t、混合飼料は前年度比8.5%減の63万tとなった。

15年度の配合飼料価格については、飼料穀物価格の上昇等の影響により、上昇基調にある。

表18 主要飼料原料の輸入価格

品 名	(単位：円/t)		
	13年度	14年度	15年度
とうもろこし	14,483	15,150	16,032
こうりゃん	14,408	15,207	16,074
大豆油かす	29,202	29,287	31,867
魚粉	70,972	78,339	72,640

資料：通関統計

表19 配・混合飼料の用途別生産量

用 途	(単位：千t)		
	13年度	14年度	15年度
採卵鶏用	7,002	7,069	7,001
ブロイラー用	3,470	3,591	3,655
養豚用	6,048	6,137	6,193
乳牛用	3,357	3,408	3,410
肉牛用	4,066	4,058	4,200
その他	156	151	143
計	24,099	24,414	24,602

(2) 飼料穀物備蓄対策

我が国は飼料原料の大宗を海外からの輸入に依存しており、海外主要産国の凶作等による供給力の急減、港湾ストライキ等による需給のひっ迫により畜産経営

に重大な影響が及ぶおそれがある。こうした事態に対処し、飼料の安定的供給を図るため一定量の飼料穀物の備蓄を行う必要がある。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め、社団法人配合飼料供給安定機構等が飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん65万t）の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行っている。（15年度予算額49億6,690万円）

また、とうもろこし・こうりゃんの代替となる大麦等の備蓄については、国自らが実施しており、15年度については、大麦10万t、ミニマム・アクセス米25万tの合計35万tの備蓄を実施した。

(3) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格の上昇は、飼料費が畜産物生産費の大きな部分を占めていることもあって畜産経営に大きな影響を及ぼすことから、配合飼料価格が値上がりした場合に補てんを行う通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金により、原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均配合飼料価格を超える場合、その超える部分を限度にその価格差を補てんする制度であり、異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

15年度においては、海外の穀物需給の影響等により配合飼料価格が上昇傾向で推移したため、値下げとなった第3四半期を除く3四半期において通常補てんが行われたが、配合飼料価格の大幅な値上がりはなく、異常補てんは行われなかった。

(4) 飼料需給安定法の運用

ア 15年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う15年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しは、表20の飼料需給計画によることとした。この計画は、15年度における飼料総需要量及び供給量の推算に基づき、国が取り扱っている麦類を対象として、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表20 15年度飼料需給計画

品 目	(単位：千t)			
	期首持越	買入数量	売渡数量	期末持越
小 麦	0	140	140	0
大 麦	201	1,398	1,450	149
(うち備蓄)	(100)	(0)	(0)	(100)
計	201	1,538	1,590	149

なお、この飼料需給計画は、農林水産大臣が需給安定法に基づき、毎年 3 月に飼料需給計画を策定し、飼料問題懇談会で検討のうえ、計画策定を行うものである。

イ 15年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて15年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表21のとおりである。

表21 15年度飼料需給実績

(単位：千 t)				
品 目	期首持越	買入数量	売渡数量	期末持越
小 麦	0	69	69	0
大 麦	227	1,146	1,186	187
(うち備蓄)	(100)	(0)	(0)	(100)
計	227	1,215	1,255	187

(5) そ の 他

平成10年 5 月の「新たな麦政策大綱」の決定に基づき、飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において、輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から飼料用輸入麦の同時契約（SBS）方式を導入しており、15年度においては、飼料用小麦 6 万 9 千 t、飼料用大麦 87 万 9 千 t が契約された。今後、実施状況等を見極めつつ、対象数量を設定することとしている。

第12節 中央競馬及び地方競馬

1 中 央 競 馬

15年度（1～12月）の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は 3 兆103億円、入場人員は851万人となり、前年比では売得金で3.9%、入場人員で2.4%それぞれ減少した。

場外発売は、北海道 4 ヲ所（札幌、釧路、静内、室蘭）、東日本17 ヲ所（銀座、後楽園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、汐留、横浜、伊勢佐木、銀座通り、石和、立川、田無、新白河、横手、田舎館）、西日本11 ヲ所（梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島、米子、高松、八幡、佐世保）の計32 ヲ所の場外発売所のほか電話投票所及び非開催競馬場を使用して行われており、総売上額の90.8%に相当する 2 兆7,340 億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する3,010億円を

第1国庫納付金として納付するとともに、15年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する170億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければならないが、16年 1 月 1 日現在では、馬主2,434名（うち法人333、組合27）、調教師228名、騎手166名、登録馬7,804頭となっており、またきゅう務員等2,762名となっている。

2 地 方 競 馬

15年度（4～3月）の地方競馬は、全国の24競馬場において19主催者（道県 3、指定市 3、一部事務組合 13）が開催し、開催回数348回（うち特別競馬分として 1 回を含む。）、開催日数1,831日、入場人員704万人、売得金額4,450億円となり、前年比では入場人員は10.4%、売得金は9.2%それぞれ減少した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入額合計は前年比7.0%減の15億円となり、道県及び指定市町村の一般会計に繰り入れられ、学校施設、一般土木、社会福祉等の経費に充当されている。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、16年 3 月31日現在では、馬主 6,800名（うち法人408、組合8）、調教師753名、調教師補佐49名、騎手474名、登録馬21,048頭となっており、また、16年 4 月 1 日現在の認定きゅう務員は3,700名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の15年度実績は、件数339件、金額は約21億円となっている。

表22 地方競馬収益金（一般会計等繰入金）の使途

(単位：百万円)	
繰入金 (内訳)	1,520
学校施設	521
一般土木	483
農林水産振興	—
公共施設	100
都市計画等	—
警察・消防	—
社会福祉	54
医療普及	—
スポーツ振興	—
その他	362